目次

Ⅰ　事前の危機管理～予防する～
　１　　学校安全計画
　２　　学校安全全体計画
　３　　学校安全管理計画
　４　　校内安全点検計画
　５　　避難訓練等
　６　　安全教育

Ⅱ　個別の危機管理～命を守る～
　７　　事故発生時の対応の基本
　８　　地震災害時の対応
　９　　風水害・土砂災害時の対応
　１０　土砂災害に関する避難確保計画
　１１　竜巻・雷発生時の対応
　12-1　犯罪被害防止
　12-2　不審者侵入時の対応
　１３　登下校時の緊急事態への対応
　１４　インターネット上の犯罪被害への対応
　１５　弾道ミサイル発射に係る対応
　１６　交通事故への対応

Ⅲ　事後の危機管理～復旧・復興する～
　１７　事後の対応
　１８　心のケア

井ノ口小学校

危機管理マニュアル

Ⅰ　事前の危機管理
～予防する～

学校安全計画　　重点テーマ：主体的に考え、危険を回避し自ら安全に行動できる児童の育成　　**安芸市立井ノ口小学校**

学級活動の欄：○…1単位時間程度の指導　●…短い時間の指導　◇防災学習

項目＼月				4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月の重点				通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の遊びを工夫しよう	水の事故を防ごう	けがをしないように運動しよう	乗り物の乗り降りに気を付けよう	災害に備えた生活をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
道徳				規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	思いやり・親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度・節制	愛校心
教育	安全学習	生活		「がっこうだいすき」 遊具の遊び方	・野外観察の交通安全 ・移植べら、スコップの使い方	「どきどきわくわくまちたんけん」 みんなでつうがくろをあるこう（道の通り方） ・あそびばにいこう	みんなであそぼう	・はさみ、カッターナイフの使い方	・たけひご、つまようじの使い方	・施設見学時の安全 ・野外観察の交通安全 ・秋をさがしにいこう	・秋のあそびばに行こう	・カッターナイフの使い方 ・遊び方を工夫しよう	・ガスコンロの使い方	・移植ごての使い方
		理科			・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方 ・夜間観察の安全	・スコップ、ナイフの使い方	・試験管、ビーカーの使い方	・観察中の安全・フラスコ、ガラス管の使い方	・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・バーナー、蒸発皿の使い方	・針金、プラスチックの使い方	・塩酸、水酸化ナトリウムの取扱い方
		図工		・はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・コンパスの安全な使い方	・のこぎり、小刀、金づち、くぎ抜き、くぎの使い方	・木づち、ゴム、電動のこ、ニスの使い方	・プールでの船の安全な浮かばせ方	・彫刻刀の管理の仕方と使い方・写生場所の安全な選定	・ラッカー、シンナーの取扱い方	・竹ひご、細木の使い方	・小刀の管理の仕方と使い方	・陶器作成時の注意	・共同作品作成時の安全
		家庭		・針、はさみの使い方	・アイロンの使い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装の選び方	・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・ガスコンロの使い方	・調理用具の使い方	・調理器具の安全な使い方
		体育		・固定施設の使い方 ・運動の場の安全確認	・鉄棒運動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・集団演技、行動時の安全 ・水泳時の安全 ・着衣水泳５・６年	・マット、跳び箱運動時の安全	・けがの防止(保健)	・持久走 持久走コースの安全（下見）	・ボール運動時の安全 ・縄跳び運動の安全	・跳躍運動時の安全	・固定施設利用時の安全
		総合的な学習の時間		３年「校内の安全について調べよう」　４年「命の学習Ⅰ　みんなが住みよい町　井ノ口」　５年「住みよい町づくり～井ノ口のバリアフリーを考えよう～」　６年「井ノ口の安全について考えよう」										
	安全指導	学級活動	低学年	・通学路の確認 ○安全な登下校 ・安全な給食配膳 ・子ども110番の家 ○学校めぐり ・遠足時の約束 ◇避難訓練の学習の仕方（事前事後学習）	・休み時間の約束 ◇起震車体験の学習の仕方	・雨天時の約束 ○プールの約束 ◇「地震が来たらどうする？」	○夏休みの約束 ・落雷の危険 ・熱中症の予防	・運動の時の約束 ○校庭やベランダの使い方のきまり ◇「避難場所を確かめよう」 ・避難訓練事前事後学習	・乗り物の安全な乗り降りの仕方 ・廊下の安全な歩行の仕方	○災害時の正しい行動の仕方・安全な集団行動 ◇「揺れがおさまっても・・・まだ続く危険とは？」	・安全な服装 ○冬休みの安全な過ごし方 ・避難訓練事前事後	○「おかしも」の約束 ・危ないものを見つけたとき ・ＫＹＴ学習	○身近な道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・１年間の反省 ○けがをしないために ◇「避難生活ってどんなもの？」 ・避難訓練事前事後学習
			中学年	▼通学路の確認 ○安全な登下校 ・安全な清掃活動 ・誘拐の起こる場所 ・遠足時の約束 ・子ども110番の家 ◇避難訓練の学習の仕方（事前事後学習）	・休み時間の安全 ・自転車乗車時の約束 ◇起震車体験の学習の仕方	・雨天時の安全な過ごし方 ○安全なプールの利用の仕方 ◇「南海地震が来たらどうなるの？」	・熱中症の予防 ○夏休みの安全な過ごし方 ・落雷の危険	・運動時の安全な服装 ○校庭やベランダの安全な使い方 ◇「どこにいても、地震の揺れから自分を守ろう」 ・避難訓練事前事後学習	・乗り物の乗り降りに気を付けよう	○屋外への避難の仕方 ・安全な集団行動 ◇「揺れがおさまっても・・・危険は続く」	・凍結路の安全な歩き方 ○冬休みの安全な過ごし方 ・避難訓練事前事後	・「おかしも」の約束 ○安全な身支度 ・ＫＹＴ学習	○自転車に関係のある道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・１年間の反省 ・けがをしやすい時間と場所 ◇「地域の防災に関わる人たち」 ・避難訓練事前事後学習
			高学年	・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な委員会活動 ・交通事故から身を守る ○身の回りの犯罪 ・遠足時の約束 ◇避難訓練の学習の仕方（事前事後学習）	・休み時間の事故とけが ・自転車の点検と整備の仕方 ◇起震車体験の学習の仕方 ・宿泊学習・修学旅行の安全	・雨天時の事故とけが ○救急法、着衣泳・防犯にかかわる人たち ◇「南海地震に備えよう」	○夏休みの事故と防止策 ・落雷の危険 ・熱中症の予防	・運動時の事故とけが ○校庭や屋上で起こる事故の防止 ◇「災害と情報」 ・避難訓練事前事後学習	○乗車時の事故とけが ・校庭の安全点検	○火災防止 ・避難場所 ◇「山の津波土砂災害」	・道路凍結路の事故とけが ○冬休み中の事故やけが ・避難訓練事前事後	・安全な身支度、衣服の調節 ◇「これが大切！我が家の備え」 ・ＫＹＴ学習	○交通ルール ・暖房器具の安全な使用	・１年間の反省 ・けがの種類と応急処置 ◇「避難生活を考えよう」 ・避難訓練事前事後学習
		委員会活動		運営委員会（安全に関する目標設定・取組）・保健・環境委員会（校内の安全点検・安全に関するポスター作製・保健集会におけるクイズや劇などを活用した啓発・ケガ調べ等）・放送委員会（安全に関する放送内容）・体育委員会（遊び道具の点検）・図書委員会（安全に関する図書の購入・紹介）										
		主な学校行事等		・入学式 ・内科検診 ◎避難（地震）訓練 ・春の交通安全運動	・奉の遠足 ・スポーツテスト ・交通安全教室 ◎起震車体験 ◆エピペン研修（教職員） ・宿泊学習	・プール開き ・健康まつり ・修学旅行 ・教育参観日（救急法講習会） ◆心肺蘇生法・AED研修（教職員・児童）	・校内水泳大会(56年) ・安芸市水泳記録会 ・校内水泳大会 ・誘拐防止教室 ・地区児童会 ・不審者対応訓練	・参観日（防災学習・避難（地震）訓練・引き渡し訓練） ・秋の交通安全運動	・陸上記録会 ・運動会	・持久走大会	◎避難（火災）訓練		・参観日 ・地区別集団下校	◎避難(地震）訓練 ・卒業式
安全管理	対人管理			生活安全アンケート 安全な通学の仕方 新入生下校指導 集団下校 学校のきまり 緊急連絡網	固定遊具の安全な使い方　自転車のきまり、点検・整備 修学旅行　宿泊学習 ハッピースマイル 下校指導	校舎内の安全な過ごし方 プールでの安全のきまりの確認 ハッピースマイル 下校指導	自転車のきまり、点検・整備 下校指導 ハッピースマイル	校庭や屋上での安全な過ごし方 ハッピースマイル 下校指導	下校指導 ハッピースマイル	安全な避難の仕方 下校指導 ハッピースマイル	生活安全アンケート ハッピースマイル 下校指導	災害時の身の安全の守り方 ハッピースマイル 下校指導	道路標識の種類と意味 ハッピースマイル 下校指導	１年間の人的管理の評価・反省 ハッピースマイル 下校指導
	対物管理			通学路の安全確認 安全点検年間計画の確認 安全点検	諸設備の点検及び整備 遠足地の安全点検	学校環境の安全点検及び整備 遮光ネットの設置（紫外線対策）	夏季休業前の校舎内外の点検 ◆全校安全点検 愛校作業	校庭など校舎外の整備 テント張り		避難経路の確認 防災設備の点検、整備	学校内の危険箇所の確認 ◆全校安全点検 持久走コースの安全点検	防災用具の点検、整備	学区内の安全施設の確認	◆全校安全点検 １年間の学校環境、安全点検の評価・反省
教職員研修等				心肺蘇生法・ＡＥＤ研修　エピペン研修　不審者対応研修　新たな危機事象（スマートフォンやＳＮＳ、弾道ミサイル発射等）ついての共通理解										
学校安全に関する組織活動・広報活動【連携】	月別			春の交通安全運動 保護者の街頭指導	子ども110番の家訪問	地域の危険箇所点検 児童民生委員情報交換	校内安全点検 地区児童会（民生児童委員の参加） 地区懇談会	秋の交通安全運動の啓発と街頭指導		冬季の通学路点検	地域防災訓練の啓発 年末年始の交通安全運動の啓発		地域安全パトロール 児童民生委員情報交換	地域交通安全パトロール
	通年			ハッピースマイル運動（月１回）　三木の日（月１回）　緊急メール配信システムの運用　学校だより等での発信										

安芸市立井ノ口小学校 安全教育全体計画

安全上の状況・課題
○校舎内外が古い。
○校舎内外が不審者の侵入しやすい構造である。
○通学路が南北に長く、狭い道が多いため、交通事故や防犯面で危険がある。
○津波浸水区域には想定されていない。
○衝動的な行動をとる児童や、危険認知の力が弱い児童が多い。
○自他の安全について主体的に考える力を育成する必要がある。

学校教育目標
やさしく　かしこく　たくましく

安全教育の目標
主体的に考え、危険を回避し自ら安全に行動できる児童の育成

安全管理
○学期１回の安全点検
○通学路の安全確認
○教室の環境整備
○緊急時の救急体制確認
○食物アレルギーへの対応の徹底

安全に関する組織活動
○避難所の運営
○施設、機材の点検整備
○安全教育推進体制
○教職員の安全教育研修
○緊急体制、連絡体制

学　年　別　重　点　目　標

【低学年】	【中学年】	【高学年】
【生活安全】 ○安全に行動することの大切さを理解し、きまり・約束を守ることができる。 ○危険な状態の時には周りに助けを求めることができるようになる。 【交通安全】 ○道の安全な歩き方や飛び出しの危険性について理解し、安全な行動をとることができる。 【災害安全】 ○災害時の基本的な行動について理解し、適切な行動がとれるようになる。	【生活安全】 ○身の周りの様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付くことができる。 ○自ら安全な行動をとることができる。 【交通安全】 ○自転車に関する安全な利用と正しいマナーについて理解し、安全な行動をとることができる。 【災害安全】 ○災害について基本的な理解ができ、災害を防ぐための工夫について考えることができる。 ○災害時には、家族や友達、周囲の人々と協力して危険を回避できるようになる。	【生活安全】 ○危険を予測し進んで安全な行動をとることができる。 ○家族や地域など身近な人々の安全に関心をもち、気配りができる。 ○簡単な応急手当ができる。 【交通安全】 ○自転車に関する安全な利用と正しいマナーについて理解し、安全な行動をとることができる。 【災害安全】 ○地域の災害や特性について理解ができる。 ○災害時には、家族や友達、周囲の人々の安全にも配慮し、他の人の役に立つ行動ができるようになる。

関連する主な領域及びその指導内容

	【低学年】	【中学年】	【高学年】
教科	**１年：**どうやってみをまもるのかな（国語）いろいろなふね（国語）なんじなんぷん（算数） **２年**：あそび方をせつ明しよう（国語）すきな場しょを教えよう（国語）	**３年**：ほけんだよりを読みくらべよう（国語）わたしたちの住んでいるところ（社会）うつりかわる市とくらし（社会）時刻と時間のもとめ方を考えよう（算数）長い長さをはかって表そう（算数）重さをはかって表そう（算数）電気の通り道（理科）けんこうによい１日の生活（体育） **４年**：メモの取り方（国語）お願いやお祝いの手紙を書こう（国語）みんなで新聞を作ろう（国語）地図となかよしになろう（社会）命とくらしをささえる水（社会）地域のはってんにつくした人々（社会）私たちの住んでいる県（社会）県の人々のくらし（社会）天気と気温（理科）電池のはたらき（理科）自由研究（理科）すがたを変える水（理科）育ちゆく体とわたし（体育）	**５年**：新聞記事を読み比べよう（国語）環境問題について報告しよう（国語）自然災害から人々を守る（社会）割合（算数）天気と情報（１）、（２）（理科）流れる水のはたらき（理科）おいしい楽しい調理の力（家庭）体力を高める運動（体育）けがの防止（体育） **６年**：インターネットの議論を考えよう（国語）防災ポスターをつくろう（国語）町の未来をえがこう（国語）未来に向かって（国語）わが国の政治のはたらき（社会）データの調べ方（算数）わたしたちの生活と電気（理科）ものの燃え方（理科）土地のつくりと変化（理科）生物と地球環境（理科）思いを形に生活に役立つ布製品（家庭）病気の予防（体育）
道徳	**１年**：「なにをしているのかな」「はしれ、さんりくてつどう」 **２年**：「ぽんたとかんた」「あぶないよ」「やくそく」	**３年**：「もっと調べたかったから」「どんどん橋のできごと」 **４年**：「ほんとうに上手な乗り方とは」「お父さんのじまん」「ネコの手ボランティア」	**５年**：「いつもの避難訓練」「通学路」「ふぶきの中でありがとう」「命の種を植えたい」 **６年**：「自分を守る力って？」「自分にできること」
生活科・総合的な学習の時間	**１年**：「がっこうだいすき」「みんなでつうがくろをあるこう」「じぶんでできることをしよう」 **２年**：「どきどきわくわくまちたんけん」「もとなかよしまちたんけん」「あしたへジャンプ」	**３年**：校内の安全について調べよう **４年：**命の学習Ⅰ　みんなが住みよい町　井ノ口	**５年**：住みよい町づくり～井ノ口のバリアフリーを考えよう～ **６年**：井ノ口の安全について考えよう
特別活動	「高知県安全教育プログラム（震災編）」より ・地震が来たらどうする？(1h､1) ・津波から身を守るには？(1h､1･2) ・地域の避難場所を確かめよう(2h､1･2) ・揺れがおさまっても…まだ続く危険とは？(1h､1･2) ・避難生活ってどんなもの？(1h、1･2) ・安全な登下校 ・学校めぐり ・雨の日の約束 ・プールのきまり ・夏休みの過ごし方 ・楽しい冬休み	「高知県安全教育プログラム（震災編）」より ・南海地震が来たらどうなるの？(1h､3･4) ・どこにいても、地震の揺れから自分を守ろう(1h､3･4) ・津波が心配！揺れたら急いで高台へ(1h､3･4) ・揺れがおさまっても…危険は続く(1h､3･4) ・地域の防災に関わる人たち(1h､3･4) ・自転車にのる時 ・衛生に気をつけた給食 ・プールのきまり ・夏休みのくらし ・楽しい冬休み	「高知県安全教育プログラム（震災編）」より ・南海地震に備えよう(1h､5･6) ・津波から逃げる(1h､5･6) ・災害と情報(1h､5･6) ・山の津波「土砂災害」(1h､5･6) ・これが大切！我が家の備え(1h､5･6) ・避難生活を考えよう(1h､5･6) 「救急法」 ・雨の日の過ごし方 ・夏休みの計画 ・給食のマナー ・冬休みの計画 ○委員会活動
学校行事	○避難訓練の実施（年間３回以上）（緊急地震速報の活用・地震・津波・火災、引き渡し訓練等） ○起震車体験　○交通安全教室　○防犯教室　○不審者対応訓練		

安全教育の成果を測る指標

○学校評価アンケート（児童・保護者・地域・教職員）　○保健室来室調査

安芸市立井ノ口小学校安全管理計画

① 総則

【目的及び運用】
この安全計画は、安芸市立井ノ口小学校における安全管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他火災の予防及び火災防止を図ることを目的とし、井ノ口小学校に在籍する児童及び勤務する全教職員全てに運用するものとする。

【校内安全管理統括責任者】
統括責任者は学校長とし、下記に掲げる安全管理項目の全般にわたって指導監督にあたるものとする。

【防火管理者の権限と業務】
防火管理者は教頭とし、次に掲げる業務を行う。
（１）消防計画の検討及び変更
（２）消火、通報、避難訓練の計画とその実施
（３）建物等の自主検査及び消防用設備等の自主点検の実施と結果の保管
（４）火気の使用または、取り扱いに関する指導監督
（５）管理権限者に対する助言及び報告とその他防火管理上の必要な業務
◎　防火管理者は、自主点検、検査の結果を「防火対象物管理台帳」に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、３年に１回、安芸市消防本部に報告する。

② 災害予防管理

【予防管理組織】
日常の火災予防を図るため、防火管理者のもとに火元責任者及び建物、火気使用設備器具、自主点検を行うものを次に指定する。

◎火元責任者の指定

職員室　校長室	(校長・事務)	教材室	(教頭)
放送室	(放送委員会担当)	なかよし教室	(なかよし担任)
保健室	(養護教諭)	図書室	(図書主任)
１年教室	(１年担任)	音楽室	(音楽主任)
２年教室	(２年担任)	調理室	(用務)
体育館・体育器具庫	(体育主任)	理科室・工作室	(理科主任・教頭)
３年教室	(３年担任)	多目的室	(教頭)
４年教室	(４年担任)	屋外体育倉庫	(体育主任)
パソコン室	(情報担当)	プール機械室・更衣室	(体育主任)
５年教室	(５年担任)	給食棟	(給食技能員)
６年教室	(６年担任)		

◎火元責任者の業務

火元責任者は、次の業務を行うものとする。
（１）担当区域内の火気使用設備器具、消防用設備等の日常における維持管理
（２）地震時における火気使用設備器具からの出火防止措置
（３）終業時におけるガス湯沸器の元栓閉止及び吸殻の安全管理
（４）防火管理者の補佐

◎自主検査員の指定
原則として、火元責任者が担当区域の下記の内容について月１回を目途に実施する。
（１）火気使用設備器具　　（２）電気器具　　（３）コンセント接続部分の状態

◎消防用設備等の点検
（１）実施区分
・自動火災報知設備　　・消火器　　・煙感知器

（２）実施者
・９月と３月に点検を行う。

《自主検査の実施》
校内における自主検査は、別途に定める点検票に基づき、４月と１０月に各火元責任者が行い、その結果を防火管理者に報告する。

③ 自衛消防活動

《自衛消防組織の編成》
学校長を自衛消防隊長とし、次により自衛消防を組織する。

（１）自衛消防隊長	学 校 長	・自衛消防活動に必要な指揮命令を行う。 ・消防隊と密接な連携を図る。 ・避難状況を的確に把握を行う。
（２）通報連絡	教　頭 学校事務	・校内放送で火災や地震の発生を知らせ避難の指示をする。 ・１１９番通報等を行う。
（３）消火班	用務担当 事務担当 教　頭	・消火器を積極的に活用して初期消火にあたる。 ・天井に火が燃え移った場合や消火ができないと判断した場合、すみやかに安全な場所に避難する。
（４）避難誘導	学級担任が行う	

＊出張又は、補欠授業時は、原則としてその担当教員が避難誘導にあたる

《火災を発見した場合の行動》
○　大声で火災の発生を付近のものに知らせるとともに、非常ベルのボタンを押したのち１１９番通報し、

動	校内放送設備を利用し、全校避難行動を促す。また、付近で人的余裕のある場合は、初期消火を平行して行う。 ○　自衛消防隊長は、消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図により、全校児童及び全教職員に周知徹底を図る。
④ 地 震 対 策	**《事前の確認事項 》** ○　建物、外壁、窓枠、掲示物等の転倒、倒壊、落下の有無 ○　火気使用設備器具の転倒、移動落下防止の措置状況及び耐震児童消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作業状況。
	《地震時の活動》 ○　火災が発生した場合は、自衛消防の組織編成により活動を行う。 ○　自衛消防隊長（学校長）は、地震の被害状況を把握し、全校児童及び全教職員に必要な指示を与える。 ○　避難場所の第一は、運動場南端とするが、状況によっては、さらに保育所前農道へと移動する。
	《警戒宣言発令時等の対策》 ○　児童が在校時間中に警戒宣言が発令された場合、授業はただちに中止する。そして、全校児童を通学区別に編成する。（状況により、体育館または運動場で） ○　児童の地区状況または、通学距離等総合的に判断したのち、下校もしくは学校待機の措置を講じ、全児童の無事な帰宅を把握したのち、教職員は時差下校をする。 ○　児童の在校時間中に警戒宣言が発令された場合、火気類については、直ちに使用禁止とする。
⑤ 教 育 ・ 訓 練	**《全教職員に対する教育》** ○　安全管理の内容の周知徹底（変更及び改正の都度） ○　出火防止対策の周知徹底 ○　火災時の活動内容の周知徹底 ○　地震時及び地震対策の周知徹底 ＊　全校児童については、日々の学級活動等の時間を積極的に活用し、指導内容の周知徹底を図る。
	《教育の実施及び方法》 ○　自衛消防隊長（学校長）及び、防火管理者は、全教職員、全児童に対し、５月・１月の年２回、出火防止、火災時の活動、地震対策等についての教職研修の企画、実施と教育を行い、最新の消防計画を配布して周知徹底を図る。 ○　年度変わりには、安全管理計画をもとにして、全教職員の共通理解を図る。
	《訓練の実施》 ○　自衛消防の組織編成に基づき、個々の任務内容に即した実施の訓練。 ○　全教職員に対する消火、通報、避難誘導に関する実施の訓練。
	《訓練の実施時期及び方法》 ○　全児童及び全教職員を対象とした地震に関する訓練は、年３回実施する。また、火災の通報・避難誘導に関する訓練は１２月に行う。保護者合同の訓練を９月に行う
⑥ 学校の劇毒物管理	○　管理責任者…理科室、理科準備室防火管理者がその任にあたるものとする。 ○　保管方法…理科準備室内に施錠して保管する。鍵については職員室内の所定の場所に置き、使用後はただちに所定の場所に返却する。 ○　薬品の補充…欠品または残量がわずかになった場合は、学校事務に連絡をしてすみやかに補充する。また空になった容器は、十分に水洗いをしたのち所定の場所（階段下不燃物等置き場）に保管する。 ○　廃棄処分…毎学期末に管理責任者が、薬品庫内を点検し廃棄相当の薬品については、学校薬剤師に処分方法を問い合わせたのち適宜処分する。 ○　使用後の処理…授業終了後、使用した薬品については、容器は薬品庫に返却するとともに使用したガラス器具は、十分に水洗いし、使用済み薬品類は水で希釈した後流す。
⑦ 学校プールの管理	○　プール浄化槽、プール滅菌機、電気系統の保守点検を（株）トサトーヨーに委託し、プール前、プール使用終了後の年２回実施する。 （１）プール使用中の管理 ①水質管理方法…プール機械室内のネオクロリネーターを主にして水質の維持管理並びに安定に努める。機械操作については、操作手順による。 ＊７月中旬頃、水質検査を専門機関に依頼する。 ＊気象状況により塩素濃度が不足する場合、別途に粒状のネオクロールを大小プールともに投入する。 ＊学校休日前日は、プール周辺の藻の発生状況を見て、除藻剤を投入することもある。プール入り口に遊泳禁止の掲示をする。 ②機械室内の管理…基本的には常時施錠状態とし、必要に応じて職員室所定の場所より鍵を持参して開閉する。 （２）プール開き前の管理 プール開き１週間前に清掃作業を実施し、作業終了後プール床が乾燥した状態の時に次亜塩素酸ソーダをプール壁面及び床に散布して藻の発生を抑止する。

令和６年度　校内安全点検

１　実施時期

毎学期１回以上行う。（※揺れを感じる地震が発生した場合等、適宜追加する。）

２　実施方法

各点検表により担当者が点検を行い、教頭へ提出

月　　日（　）〆切

３　点検場所・担当者

No	場　　所	担当者	No	場　　所	担当者
1	校長室	校　長	19	パソコン室（なかよし）	特支担任
2	職員室	事　務	20	なかよし教室（図書室隣）	特支担任
3	放送室	放送担当	21	図書室	図書担当
4	ほっとルーム	特支担任	22	西玄関・階段	養護教諭
5	ホットルーム隣	特支担任	23	保健室	養護教諭
6	東トイレ	特支担任	24	調理室・給湯器	用　務
7	中トイレ	教　頭	25	教職員トイレ（男）	校務支援
8	１年教室	1年担任	26	教職員トイレ（女）	用　務
9	２年教室	2年担任	27	体育館・体育館トイレ・西通路	校　長
10	理科室隣（１Ｆ東）	教頭	28	多目的室（多目的棟）	教頭
11	理科室	教　頭	29	図工室（多目的棟）	教頭
12	給食棟	調理員	30	プールトイレ・更衣室	養護教諭
13	東玄関・階段	2年担任	31	プール・機械室	体育主任ⅠⅡ
14	音楽室・教材室	音楽担当	32	屋外体育倉庫	体育主任ⅠⅡ
15	３年教室	３年担任	33	外教具倉庫	体育主任ⅠⅡ
16	４年教室	４年担任	34	校舎外周り･池周り	用　務
17	５年教室	５年担任	35	運動場遊具・体育館周り	管理職・用務
18	６年教室	６年担任			

４　点検後の取り組み

修理、修繕の必要な箇所を把握し、緊急度の高いものから改善する。

避難訓練等計画

１　地震避難訓練

１．目　的

　地震発生の備え、避難の経路や方法・避難場所を体験・確認することで、地震避難時における基本的な動きや安全に対する心構えを身に付ける。

２．日時等：緊急地震速報の活用、引き渡し訓練、場面別等を工夫し、年３回以上行う

３．役割分担の基本

・本　部　…　校長・教頭
・避難指示（放送）…教頭
・緊急地震速報　…　事務職
・時間の測定　…　　校長
・児童の避難誘導、校長への報告、避難場所での指導　…　各学級担任
・避難後の確認　…１階（教頭）　２階（高学年担任）
・講　評　…　校長

４．事前指導

※　以下のことができるように各学級で指導しておく。
○災害発生の放送を正しく聞き取る。
○先生の指示に従って、素早く行動する。
○ヘルメットを素早くかぶる。
○四ない行動をする。
「おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない」＝「お・は・し・も」
○上履きのまま避難する。（上履きを忘れてこない。）

５．避難訓練　９：４５～

流　れ	行　動
①　緊急地震速報を校内放送で流す。（教頭）	・児童は机の下に入り、揺れに備える。
②　地震音を流す。（１００秒を１回） ※揺れが収まった合図として放送する。 「地震発生。先生の指示に従って運動場へ避難してください。」（教頭）	・児童は机の脚を押さえ、揺れに耐える。
③　放送を聞いて、状況確認。（２階学年）	・２階は、階段が使えるかどうかの確認。(担任) ・１階は、教室の南入口が開くかどうかの確認。(担任)
④　状況確認できたら、避難指示。（各担任）	・全員避難準備。 ＊ヘルメットをかぶる。 ・全員避難行動。 ＊１・２年・なかよしは、教室南入口から。 ＊３・４年は、東階段から東玄関→運動場へ。 ＊５・６年は、西階段から西玄関→運動場へ。 ※　担任は、各教室残存者がいないか確認。 ※　「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」を守る。

⑤　１次避難完了。 ⑥　校長先生の話	・児童は登り棒北側に避難到着順に東から並ぶ。 ・担任又は児童代表は人数確認し、校長に報告。 「○年○名。異常なし」 ・けが人がいる場合は、養護・教頭に報告、救護体制となる。
⑦　引き渡し隊形になる。 ⑧　解散	・各担任は出席番号順に並び変える。 ・引き渡し隊形に順に整列していく。 ＜別紙＞ ・引き渡し隊形から、学年別に並び直す。 ・上履きを洗って教室に入る。

６．事後指導

○担任の先生の話を聞き、反省を行う。

＊放送を聞いて、素早く正しい行動ができたか。

＊避難、集合した後、静かに話が聞けたか。

７．引き渡し隊形について

＊進行・説明…教頭

（１）担任の先生は、各学年の前に並ぶ。

（２）各学年、出席番号順に並ぶ。

（３）引き渡し隊形になる。

①（１年生は、動かない。）「１年生に弟・妹がいる人は、自分の弟・妹の横に並んでください。」

②「このように、２年生～４年生に弟・妹がいる人は、自分の弟・妹の横に並んでください。」

③「担任の先生は、確認をしてください。」

（４）時間があれば、もう一度練習する。

（５）学年の出席番号順に並び直す。

８．上履きを洗う場所

○１年～３年…教室前、東玄関

○４年～６年…西玄関、調理室西

※　上履きをふく雑巾は各学級で準備

２　火災避難訓練

１．目　的

○　火災発生に備え、避難の経路や方法・避難場所を体験・確認することで、災害時における基本的な動きや安全に対する心構えを身に付ける。

・火災場所に則って、指示に従い、迅速に行動する。

・消火器（教職員・児童）の取り扱いを知る。

２．日時等：１２月

３．役割分担

・本部（指揮）…　校長・教頭

・火災報知器による警報　…　用務

・避難指示（放送）…　教頭

・消防署への通報　…　職員室在室者

・児童の避難誘導、校長への報告、避難場所での指導　…　各学級担任

・避難後の確認　…　１階（教頭）　２階（高学年担任）

・救　護　…　養護教諭

・講　評（時間の測定）　…　校長

※　消防本部（３４－１２４４）へ事前連絡してから１１９通報。　**（※　5分前に連絡）**

「井ノ口小学校です。今から火災の避難訓練を行いますので、１１９へ通報します。」

【１１９番へ電話（校内放送と同時か直後）】

「訓練です。井ノ口小学校ですが（　　）から火災が発生しました。至急出動をお願い

４．火災発生場所

・児童と教職員には事前に知らせず、消防署が当日決定する。（発煙筒使用）**←使用しない場合あり**

※　東　給食棟　または　西　家庭科室

５．避難場所

運動場　登り棒北側

※　教職員の指示・行動を評価

・大きな声で児童を指示・誘導をして児童を守っているか。

・声がけ、立ち位置、リードの仕方

６．事前指導

※　以下のことができるように各学級で指導しておく

○災害発生の放送を正しく聞き取る。

○先生の指示に従う。

○四ない行動をする。

『**お**さない・**は**しらない・**し**ゃべらない・**も**どらない』＝「お・は・し・も」

○ハンカチ、上履きを忘れない。（煙を吸わないようにハンカチ等で鼻口をふさいで上履きのまま避難する）

７．避難経路について

○１階各教室・保健室　　→　南入口から運動場へ

○２階各教室・特別教室

＊校舎東側（給食棟　等）から出火　→　西階段を下り西児童玄関から運動場へ

＊校舎西側（家庭科室　等）から出火→　東階段を下り東児童玄関から運動場へ

＊理科室（工作室）から出火→　〃

○体育館　　→　東入口から運動場へ

※家庭科室から出火した場合は、状況により西入口から外へ避難する。

○理科室（多目的室）　→　入口から運動場へ

※　教員は、児童の最後尾を避難する。（残存児童がいないよう確認する）

８．展　開

		展　　開	教師・児童の行動
14:00	火災発生	①火災ブザー（用務） **※　音はそのまま停止しておく** ②放送（教頭） 「避難訓練、避難訓練。ただ今火災報知器が鳴りました。火災発生場所を確認しますので、先生の言うことを聞いて、静かに待っていてください。」 ③出火場所の確認 ・職員室内機械で出火場所の確認（事務） ・廊下等に出て確認（各教職員）	・静かに放送を聞く。 ・窓を閉める。（教職員）
	通報及び 避難行動	④放送（教頭） 「○○から火災発生。先生の指示に従って運動場へ避難してください。」 ⑤消防に通報（事務職） ※　④⑤は同時進行	・教員は、避難経路を判断の上、避難指示をする。 ・児童は、指示に従い次のように避難する。 ＊上履きのまま ＊室内：早足　　運動場：かけ足 ＊「おはしも」の徹底 **・最後に防火扉を閉める。（2階担任）**
14:05	集合 児童確認	⑥運動場　登り棒北側に整列	・無言で素早く整列する。 ・教員は児童の確認→校長へ 「○年○名　異常なし」
	講評（消防署）	⑦避難・集合の仕方の評価	・静かに話を聞く。
14:15	消火訓練 指導（消防署）	・消火器の説明 ・水消火器による訓練 ＊６年３名（児童３名のみ） ＊教職員、調理員数名（　　）	・説明を聞く。 ・代表児童・教職員は、水消火器で消火体験を行う。 他の児童は、見学をする。
14:30	けむり体験	各学年、順に体験	・６年生から順に
14:45	お話（消防署）		
14:50	講評	校長から	・講評を聞く。 ・校長先生の講評後、全体でお礼を言う。

・教室北の窓・ドアを閉めておく。
・掲示物の点検。（画鋲　等）
・下にも溜まる煙

９．雨天時（運動場が使えない場合）
○　出火元　…　給食棟
○　避難経路・避難場所　…　１階は、廊下を通り、体育館へ避難する。
　　２階は、西階段を下り、体育館へ避難する。
※　消火訓練、けむり体験を行う。

10．事後指導
・上履きの底をきれいにして教室へ入る。
・各学級で、反省を行う。

３　不審者対応訓練

１．目的
　○　教職員が校内（教室）への不審者侵入時の危機的状況下において、いかに児童を安全に避難させ、被害を防止するかの手立てを学ぶ。

２．日時

３．対象者
　○　教職員　１２名

４．訓練の実際　　不審者が校舎内のどこかに侵入したという設定で

（１）役割分担
　・不審者対応…　侵入教室の担任　→　校長、教頭・応援教員
　・避難放送…　　職員室在室者
　・警察へ通報…　事務　　**※訓練のため３４－０１１０安芸警察署**へ事前連絡
　・児童を避難…　各担任

（２）訓練の流れ
　①１０：３０　先生方は各教室、通常位置。

　不審者（誰も知らない人）が正門から入り、西玄関を通り、**校舎内のどこかで**、あたりをうろつく姿を（**最初の発見担任＝A 担任**）A 担任が目撃。

　②職員室の教職員は不審者に気づいていない。　　初期対応：A 担任＋近隣 B 担任
　　・A 担任は、不審者対応兼、児童から不審者を遠ざけるように誘導。
　　・近隣の B 担任と協力し、どちらかが両学年を引率。　→役割分担　**→職員室に知らせる。**

　③全校に不審者侵入を知らせ、避難する。
　　→校長・教頭は不審者対応学年場所へ。
　　・警察に通報する。（事務）
　　・校内放送（暗号放送）で全校に知らせる。（職員室在室者）
　　＊男性教員は、（対応学年場所）へ加勢。

　④誘導ヶ所（対応学年場所）で対応する。
　　・校長・教頭・応援教員で不審者に対応。
　　・避難後は観察者として見学。
　　・児童が無事に避難できて、警察が到着したら終了。

４．事後研修　　訓練終了後
　　○対応訓練について講評を聞く。

安全教育

「校区の危険や安全な場所を知ろう」

１．ねらい

校区の危険や安全な場所を知ることにより、子どもたち自身の危機回避能力の向上を図る

２．日程

月　　日（　　）　　１４：１０～１５：４０頃

〈雨天の場合　　月　　日（　）〉

３．展開

時間		活動内容
１４：０５～ １４：３５ ＊１４:０５までに荷物や帰りの会を済ませておく。 ＊１４:０５から各教室に移動する。	事前学習 ①～④→６年 ⑤→先生	①人数確認 ②目的 ③校区安全マップの見方 ④校区安全マップを見ながら、危険な場所や自分たちを守ってくれる安全な場所についての説明を聞く。分からないことは、質問をする。 ⑤他の地区についても、マップを見ながら確認する。(時間があれば) ＊早く終わっても、３０分までは教室に居る。
１４：３５～ １４：４５	トイレ 移動	トイレを済ませ、荷物を持って高学年の玄関前に、地区ごとに集合する。 ＊この日の荷物は出来るだけ少なめになるようにしてく　ださい。
１４：４５～ １５：４０	安全体験学習	①　校長先生のお話 ②諸注意 ・交通安全に気をつける。 ・全部の箇所の確認をしてから、解散する。 ・学童に帰る児童の確認　　など ③遠い地区から出発する。 山田　→　高台寺（南・北）→　宮ノ上・栃ノ木 →　一ノ宮（南・北）→　松原　→黒岩・国重・横立

Ⅱ　個別の危機管理
～命を守る～

事故発生時の対応の基本

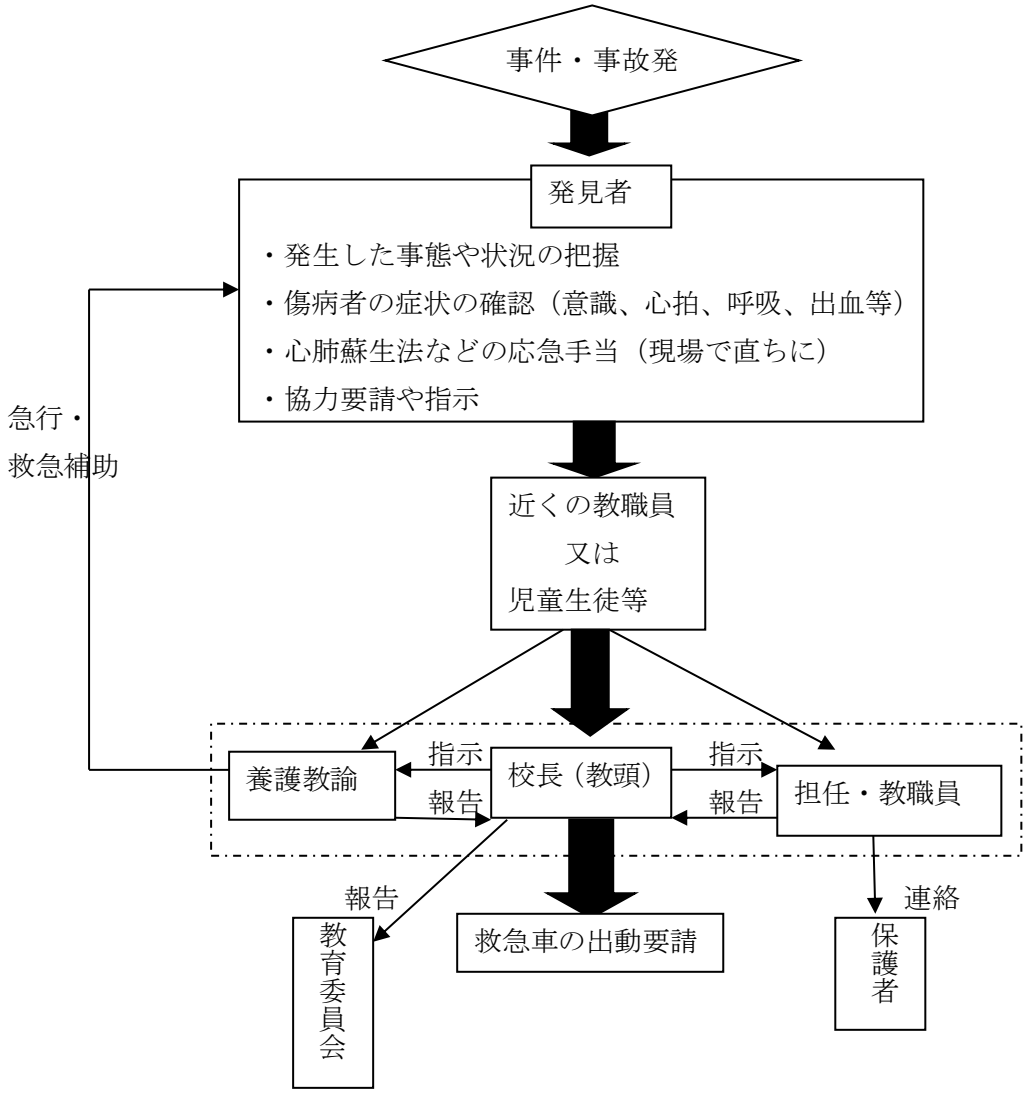

（２）その後の対応

・保護者へ・・・・事故の発生状況と症状の連絡
　　・希望する病院の有無など
・医療機関へ・・・学校名、学年、氏名、事故の状況、けがの様子など
・輸送について・・原則として保護者に来校してもらい、医療機関に受診してもらう。
　　緊急の場合、管理職か教諭が付き添い、救急車で受診する。
・事後指導・施設の点検・・・再発防止に努める

（３）救急車要請について（校長の指示に従う）

【救急車(119)の呼び方】

①119 へダイヤルする　　④傷病児童の人数・性別・年齢を告げる
②「救急車をお願いします」　　⑤症状の報告
③学校名と所在地を告げる　　⑥救急車到着の予定時間，それまでにしておくことを聞く

地震への対応

南海トラフ地震発生時の、最大震度７、揺れの時間は３分以上続くと予想されている。本校校区は津波浸水域には入っておらず、井ノ口小学校は避難所に指定されている。

１　組織・体制

【指揮命令者】　１ 校長
２ 教頭
３ 教務主任
４ 生活部長
５ 事務

（１）　学校災害対策本部（他の災害時も準ずる）

名　称	担　当	主　な　対　応
総括本部	校長 教頭 事務	・被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定 ・避難経路の安全性を確認後、避難の指示 ・二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 ・教育委員会等の関係機関への連絡・調整 ・警察・消防機関等への通報 ・避難所開設・運営支援 ・メール配信システムによる発信
児童等対応班 （避難誘導・安否確認を含む）	学級担任 １・２年 ３・４年 ５・６年 支援学級	・児童等の安全を確保し、児童等への的確な指示 (押さない・走らない・しゃべらない・戻らない等) ・児童等の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認　→　本部に連絡 ・被害児童等の保護者への連絡 ・児童生徒の下校・引き渡し
救出班	生活部等	・負傷者の状況確認 ・負傷者の救出 ・行方不明者の捜索 ・校内の警備　等
救護対策班	養護教諭 用務員・支援員	・負傷者への応急手当 ・負傷の状況を本部へ連絡 ・医療機関への連絡　等

（2）休日・夜間の震災時における参集体制

<table>
<tr><th>配備体制</th><th>配備基準</th><th>参　　集　　体　　制</th></tr>
<tr><td>第1配備
警戒体制</td><td>津波注意報発表</td><td>津波・浸水を想定し、校長(　　)・教頭(　　)を含め、校長が指定する教職員(　　)を配備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２配備
厳重警戒体制
必要に応じ災害対策本部設置</td><td>震度４の地震発生</td><td>校長・教頭を含め、校長が指定する教職員(　　)を配備</td></tr>
<tr><td>津波警報発表</td><td>津波・浸水を想定し、校長・教頭を含め校長が指定する教職員(　　)を配備</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第３配備
学校災害対策本部設置</td><td>震度５弱の地震発生</td><td>校長・教頭を含め、校長が指定する教職員(　　)を配備</td></tr>
<tr><td>震度５強の地震発生</td><td>原則として教職員の全員配備</td></tr>
<tr><td colspan="2">
大津波警報発表　【教職員の参集体制】
<table>
<tr><th>職名</th><th>氏名</th><th>居住地</th><th>所要時間</th><th>学校以外の参集場所</th></tr>
<tr><td>校　長</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教　頭</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事　務</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>養護教諭</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教　諭</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教　諭</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教　諭</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>講　師</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教　諭</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教　諭</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>養護講師</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教員業務支援員</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>教　諭</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>用　務</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

２　地震発生時の対応

（１）児童在校中の対応

地震発生	
児童の安全確保	○的確な指示（頭部の保護・机の下等への避難・机の脚を両手でしっかり押さえる。その場を動かない等、配慮を要する児童への対応）（学級担任） ○出口の確保（学級担任） ○火災等第二次災害の防止（教頭） ○負傷者の確認（児童→各学級担任→職員室へ連絡）
校舎外避難の決定と指示	○避難経路の安全確認（校長→教頭・教務主任→各学級担任） ○全校避難指示（校長→教頭→校内放送） ○人員確認（各学級担任→教頭→校長） ★東・西階段それぞれの状況を確認し安全なルートで避難する。
校舎外避難（運動場）	○的確な指示（頭部の保護・**おさない・は**しらない・**しゃべらない・もどらない**等）（学級担任・教頭） ○配慮を要する児童への対応（自力で避難できない児童は、特別支援学級担任や、支援員等が介助して避難させる。） ○教職員の連携（誘導・負傷者搬送）（各学級担任・養護教諭） ○児童名簿の携帯（事務） ★運動場が危険であれば、体育館、多目的室、公民館、砂ケ森等に２次避難を考える。
避難後の安全確保	○人員の確認と安否確認（各学級担任→校長） ○負傷者の確認と応急処置・関係機関への連絡（養護教諭） ○児童の不安への対処（学級担任・養護教諭→教頭等）
学校災害対策本部の設置	○教職員各自の役割確認と校長の業務指示
校舎外避難所での対応	○児童への不安への対処・安全確保（少人数で全体が見渡せるように児童のそばにいて、勝手な行動をとらないよう指示）
被害状況の把握	○学校施設・通学路等の点検（通学路及び児童等の校舎避難・避難所開設のための外観上の安全確認危険箇所の立ち入り禁止等の危険回避対応）
災害情報の収集	○報道機関から地震の規模・余震の可能性と規模等の二次災害の危険性等の情報収集 ○地域や校区の被害状況・危険箇所等の関係機関への連絡
教育委員会への報告	○被害状況・その他学校内外の指示事項の確認・その他の情報収集状況に応じた臨時休校措置
外部との対応	○保護者・親類・知人・報道機関等からの照会対応、近隣学校・校種間連携ネットワークの確立（近隣で支援し合えることはないか情報交換）
校舎外避難後の対応決定保護者への連絡	○児童の校舎外避難後の対応決定（児童を保護者に引渡す場合の連絡方法を定め、学校と保護者との共通理解を図る） ○メール配信システムの活用
避難継続	○校舎内・運動場・指定広域避難所
保護者への引渡し	
避難所の開設・運営支援	○避難所開設・運営の支援マニュアルに基づき活動

① 授業中

場　所	共　通　事　項	個　別　事　項
普通教室	○災害時・担当教諭 ○教師の指示による安全確保の的確　な指示（頭部の保護・窓や壁際から離れさせる） ○火気使用中であれば、地震の揺れ　がおさまってから消火する。 ○児童の人員状況の確認や周囲の安全確認を行う。 ○余震や二次災害に備え、児童を落ち着かせる。	○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つよう指示する。 ○火気使用中であれば消火を指示する。
特別教室		○実験中であれば、危険回避を指示する。
体育館		○中央に集合させ、体を低くするよう指示する。（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある）
運動場		○建物から離れ、中央に集合させ、体を低くするよう指示する。
プール		○速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する。 ○揺れがおさまれば、速やかにプールから出るよう指示する。 ○避難準備（サンダル・靴を履き・衣服やバスタオルで身を守るよう指示する。）

② 教職員と児童が離れている場合（始業前・休み時間・清掃中・放課後など）

場　所	児　童　の　行　動	教　職　員　の　対　応
階段・廊下・トイレ等	○揺れている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する。 ○落下物や倒壊物に気をつける。 ○揺れがおさまり、教職員の指示に従い校舎外避難所に避難する。 ○周囲の安全確認	○全校指示（揺れがおさまるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するよう指示する。） ○教職員は分散し児童の安全確保・指示誘導する。
運動場・学校農園等	○建物・ブロック塀・窓ガラスの近くから離れる。 ○揺れがおさまるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。	○校舎外にいる児童の安全確保・負傷者の応急手当

③ 場所別地震発生時における対応

授業中（普通教室）

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
○天井・壁等が割れたり落ちたりする。 ○本棚・ロッカー等が転倒する。 ○蛍光灯・時計等が落下する。 ○児童が不安や恐怖で泣き叫び、教師の指示が行き届かなくなる。また、恐怖のあまり全く動けなくなったり、自分勝手に行動し始めたり、パニック状態になる。 ○教師が負傷し、動けなくなる。	【揺れている時】 ○「机の下にもぐりなさい」「机の脚を両手で押さえなさい」「大丈夫、先生もここにいます」 ○「外へ飛び出さない」 ※脱出口を１箇所以上確保。 【避難する時】 ○「けが人はいませんか」 ※負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。 ○「本などで頭を守りなさい」 ○「あわてないで避難しなさい」 ※児童に対して適切な避難経路を指示した上で先導（隣のクラスと連携して、先頭・最後尾に教師がつくようにする。） ※出席簿・地区別名簿等の必要なものを携行し人数を確認する。	【揺れている時】 ○机の下にもぐって、机の脚をしっかり持つ。 ○身を隠すところがない場合は、座布団や身近にあるカバン○本等で頭を覆い、できるだけ低い姿勢をとる。 【避難する時】 ○教員の指示に従い「おはしもを守る ※「お」（押さない） 「は」（走らない） 「し」（しゃべらない） 「も」（戻らない） ○座布団等で頭を覆い上履きのまま、避難所（運動場）へ行く。 ○煙が発生している場合　は、ハンカチ等で鼻・口を覆い、避難する。 ○学級ごとに整列する。 ○勝手に家に帰らない。 ○担任が不在の場合は、近くの教師の指示に従う。

授業中（理科室・調理室）・給食時

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
理科室・調理室	○教室の例に準じる。 ○薬品棚が転倒し、薬品が散乱する。 ○薬品がこぼれる。 ○アルコールランプやガスバーナーが倒れ、出火する。 ○火傷等をする危険性がある。 ○ミシン類の落下による負傷やアイロン・熱湯等による火傷をする。 ○調理器具が飛散する。 ○ガス漏れやガス爆発の危険性がある。	※揺れている時は、教室の例に準じるが、机の下にもぐれない場合は、次のように対応する。 ○「その場にしゃがみなさい」 ○「頭を守りなさい」 ○「こぼれた薬品に近づかない」 ○「火を消しなさい」 ※消火は、児童の安全を最優先に指示する。 ※動けない場合は、揺れがおさまってから火を消し、ガスや電気の元栓を必ず閉める。 ※避難も教室の例と同様とする。 ※避難の際は、薬品やガラス器具の破片等に注意させる。	○教室に準じる。 ○教科書やノート等で頭を守る。 ○揺れている時でも動ける場合は、薬品によるケガや火事の危険をなくしてから自分の身を守る。 ○動けない場合は、揺れがおさまってから火を消し、ガスの栓を閉め、アイロン等のコンセントを抜く。
給食時	○給食時には食器の落下、おかずの入っている食缶が倒れ、熱い食べ物類が飛び散る。	○給食室においては、素早く火元の始末をする。	○机の下にもぐり、火傷を避ける。

授業中（図書館等）

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
図書室	○図書室では、本棚・ロッカー類が相次いで倒れる。 ○本が次々と落下する。	○「中央に集まりなさい」 ○「しゃがみなさい」 ○「本で頭を守りなさい」	○近くにある本を持って部屋の中央に行き、できる限り頭を保護してしゃがむ。
パソコン室	○モニター・パソコン本体等が落下する。 ○暗幕を引いている場合は、パニック状態を引き起こしやすい。	○教室の例に準じる。 ○明かりをともす。	○教室の例に準じる。
音楽室	○グランドピアノが数メートル動いたり、脚が折れたりする。 ○スピーカー・オーディオ設備・楽器等が落下する。	○教室の例に準じる。 ○「ピアノから離れなさい」	○教室の例に準じる。
図工室	○図工室では、棚のものが飛び出す。	○教室の例に準じる。	○教室の例に準じる。
保健室	○保健室では、薬品棚の転倒・破損ガラスが散乱する。 ○ストーブ・測定器具等が転倒する。	○教室の例に準じる。 ○火災発生時には、初期消火として毛布等をかぶせる	○体調不良等で休んでいる場合は、すぐにベッドの下にもぐる。

授業中（体育館・運動場・プール）

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
体育館	○体育館では、窓ガラスが飛散する。 ○照明器具・天井固定器具類が落下する。 ○壁が倒壊したり、床が破損したりする。	※体育の授業の時は、次のとおり対応する。 ○「中央に集まりなさい」 ○「しゃがみなさい」 ○「頭を守りなさい」 ※全校集会等で多くの児童	○体育館の中央に行き、手で頭を保護してしゃがむ。 ○勝手に体育館の外に飛び出さない。 ○避難する時は、頭を守り、上履きのまま外に出る。

		が集まっている場合は、 次のとおり対応する。 ○「その場にしゃがみなさい」 ○「頭を守りなさい。」 ※避難する時は、明確に指示を出し、自分勝手な行動をとらせない。	○教員の指示に従い、「お」「は」「し」「も」を守る ※「お」（押さない） 「は」（走らない） 「し」（しゃべらない） 「も」（戻らない）
運動場	○運動場に亀裂が入り、陥没する。 ○建物の付近では、ガラスが飛散する。 ○サッカーゴール・フェンスの倒壊、登り棒・すべり台・雲梯等の遊具が倒れる。	※落ち着いて指示し、勝手な行動をとらせない。 ○「中央に集まりなさい」 ○「しゃがみなさい」 ○「頭を守りなさい」	○教員の指示に従う。 ○揺れが激しい場合は、這ったり、転がったりして建物から離れる。 ○伏せた状態で頭を手や衣類等で守る。 ○勝手に校外に出たり、教室に入ったりしない。
プール	○プールの水面が波立ち、ところどころで亀裂が入る。	○「プールの端に移動し、縁をつかみなさい」 ○水泳時は水からあげ、衣類を持たせ、履き物をはかせ、避難させる。	○プールの端に移動し、プールの縁をつかむ。 ○揺れがおさまったら、速やかにプールから出て、安全な避難場所へ移動する。

休憩時

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
教室	○授業中の例に準じる。 ○自由時間のため、自分勝手な行動による混乱が一層起こりやすい。 ○教師が近くにいないため、不安や恐怖をより強く感じる。	○校内放送で安全な避難場所及び避難方法を明確に指示する。 ○学級担任は早く教室に戻り児童を把握する。 ○他学年の児童は避難場所において担任に引き渡す。	○授業中の教室の例に準じる。 ○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。
廊下	○廊下や昇降口等では、ロッカー・戸棚類・下駄箱等の倒壊や、掲示板・額縁・窓ガラス・蛍光灯の破片等が落下する。 ○戸や扉の開閉が困難になる。	○学級担任はできるだけ早く教室に戻り、児童を把握する。 ○被害状況を見た上で、別の避難経路を指示する。	○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○窓ガラスや蛍光灯の落下を避け、カバンや本で頭を守り、廊下の中央でしゃがむ。余裕があれば、近くの教室の机の下にもぐり込む。
階段	○破損ガラス・天井・蛍光灯・壁が落下する。 ○傾斜があるので、転落する可能性がある。	○授業中の教室の例に準じる。	○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○転落しないようにその場に伏せて、頭を守る。
トイレ	○戸や扉の開閉が困難になる。 ○天井・蛍光灯・壁等が落下する。	○授業中の教室の例に準じる。 ○トイレ内に児童がいないか確認する。	○放送等を静かに最後まで聞き指示に従い行動する。 ○トイレ使用中は、急いで戸を開けて、落下物に注意してじっと動かずにいる。
運動場	○授業中の運動場の例に準じる。	○校内放送か担当教員が運動場に出て、中央に集める。 ○状況に応じて安全な場所に避難させる。 ○学級に戻す。	○運動場の例に準じる。 ○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。

（２）校外での活動時の対応

地　震　発　生

児童の安全確保

○正確な状況把握と的確な指示（下見時の見学施設の把握・避難経路・避難場所の確認・施設管理者等の打合せ・建物、ブロック塀、窓ガラス等から離れる・頭部及び上半身の保護）（引率教員）
○乗り物に乗車中は乗務員の指示に従う。
○施設利用時は係員の指示に従う。
○配慮を要する児童への対応（自力で避難できない児童は、特別支援学級担任や、支援員等が介助して避難させる）

近くの避難所へ避難
（井ノ口小学校）

○避難所・救護施設がない場合、地域や関係機関等から情報を入手し、的確な対応を行う。（引率教員）
○施設管理者の指示に従う。（引率教員）

避難後の安全確認

○人員確認・負傷者の応急手当（引率教員）
○児童の不安に対する対処（引率教員）
○海岸部や津波被害の危険性がある地域では、速やかに高台や十分な強度のある建物の３階以上へ避難する。
○山中では崖崩れや落石に注意する。（引率教員）
○状況に応じて地元公的機関や地域の人へ救護要請（引率教員）

学校への連絡

○学校への連絡・状況報告を行い、指示を受け対応（不通の場合は、教育委員会に報告）
○学校から教育委員会へ報告（校長・教頭等）
○学校から保護者へ連絡（校長・教頭等）
○教育委員会から指示・地元公的機関へ救援要請（校長・教頭等）

避難後の対応決定

※　修学旅行で県外にいる際に県内で地震が発生した場合
○地震の規模・被害状況等の情報を収集する。（引率教員）
○学校または教育委員会へ連絡・指示を受け対応する。（校長・教頭等）
○地元公共機関や関係機関（旅行会社等）と連携する。（校長・教頭等・担任）
○児童の不安に対する対処（状況説明・今後の対応）（校長・教頭等・担任）

● 校外活動時での具体的行動（遠足・社会見学等）

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
○車両の脱線･転覆･高速　道路の崩壊・建物のかわら・外壁・ネオンサイン等の落下、看板・ブロック塀等の倒壊、ガラスの破片の飛散、電線の垂れ下がり、歩道橋の落下、ガソリンスタンド・自動車の爆発等による危険が起こる。 ○海岸では、津波・河川の堤防の決壊、低地では浸水による水害、埋め立て地では液状化による建物の崩壊、山間部では崖崩れ等が起こる。 ○旅館の内外は、校舎内外と同様に、落下物や倒壊物等による危険がある。 ○火気使用中は、火災発生のおそれがある。 ○夜間の睡眠中、あるいは停電時には、居所不慣れによる混乱が起こりやすい。 ○児童にとって不慣れな土地であるので、不安や恐怖が強く、心理的動揺をきたし、混乱が起こりやすい。特に夜間においては、一層不安や恐怖心が高まる。 ○津波が発生するおそれがある。	○屋内・野外にいた場合は、危険物から遠ざけて集合させる。 ○人員の確認・把握を行い、引率責任者との連携を十分に行う。 ○交通機関利用時間は、係員の指示に従い、協力して誘導にあたる。また、列車・バス等に乗車中は、非常コック・非常ドアを確認し、脱出口を確保する。 ※事前に遠足先の状況や避難所の確認をしておくことが大切である。 ※放送・メガホン等を使用し、あるいは各室へ通報し、避難の方法を明確に指示する。 【揺れている時】 ○「外に出ない」 ○「ベッドの下にもぐりなさい」または「布団の中に入りなさい」 【揺れがおさまったとき】 ○「慌てずに、静かに○○○に避難しなさい。」 ※宿舎において、万一の場合を想定して、避難の方法を必ず指導する。 ○津波に対しては、速やかな対応が必要である。	○教師から離れず､集団で行動する。 ○乗り物に乗車中は､乗務員の指示に従う。 ○落下物から身を守る。 ○狭い場所や道路では､落下・倒壊物に注意し､素早く広い場所に出る。 ○倒壊現場･火災現場から離れる。 ○河川では､津波の恐れがあるため､できるだけ早く高台へ避難する。 ○その他の場所においても､その時点からできるだけ速やかに遠ざかる。 ○避難経路・避難場所・宿舎の周囲の状況を明確に理解しておく。 ○室内で身の安全を守るための方法を工夫する。 ・机の下にもぐる。 ・ベッドの下にもぐる。 ・布団で頭部を守る。 ○避難行動は､指導者の指示により行い､自分勝手な行動はとらない。「お」「は」「し」「も」を守る。 ○避難場所に到着したら、班長は人員を確認して教員に報告する。 ○屋外に出たら勝手に室内に戻らない。 ○高台に避難する。

（３）登下校中の対応

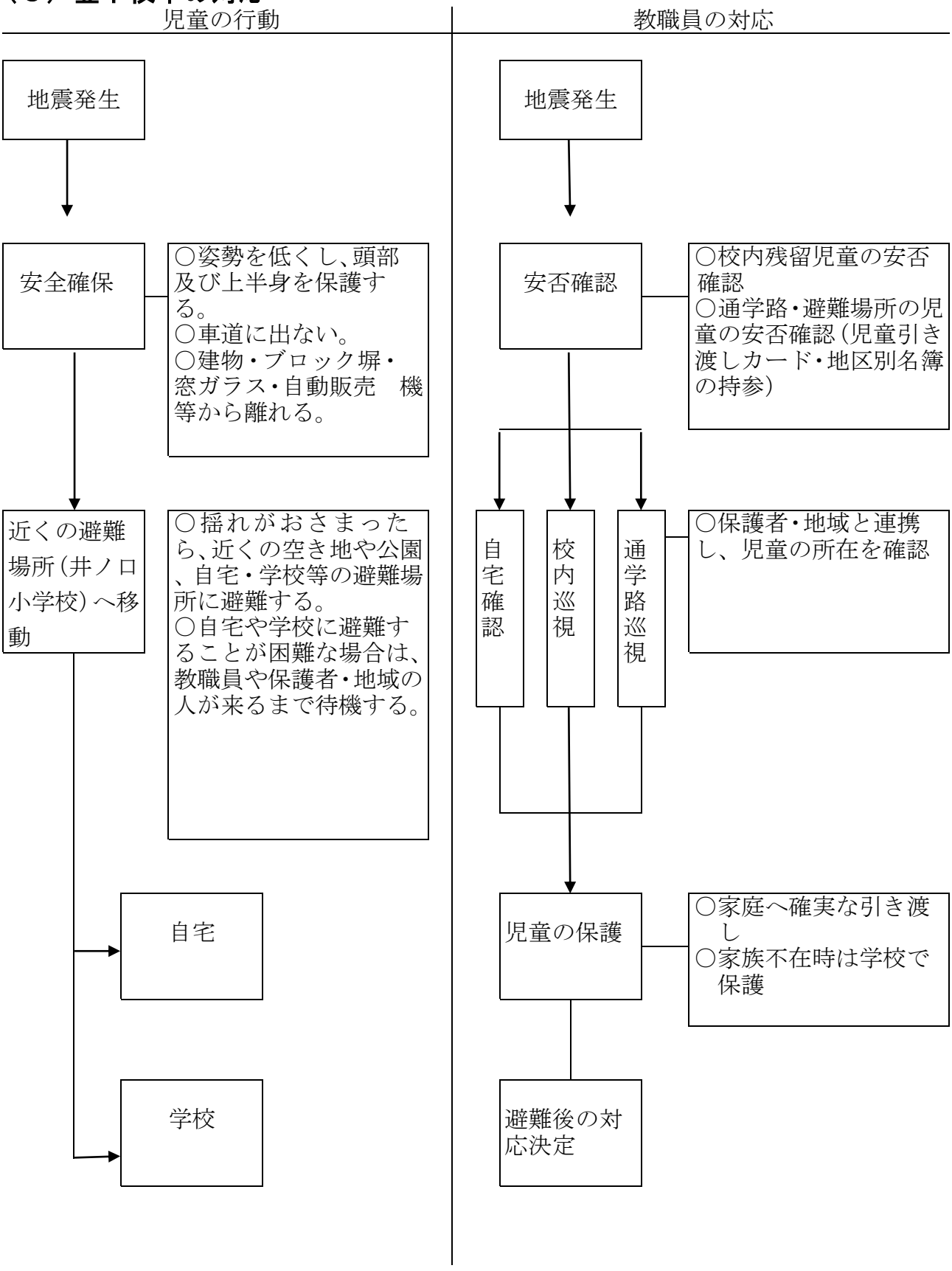

※　状況に応じた対応（児童の安全の確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるよう事前に協議をする。

● 登下校時における具体的行動

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
○強い揺れのため、立っていることも歩くこともできない。（約３分程度） ○建物・煙突・電柱等の倒壊が起こり、電線が垂れ下がる状態になる。 ○かわら・外壁・看板等が落下したり、破損ガラスが飛散する。 ○ブロック塀・石垣・自動販売機等が倒壊する。 ○液状化した場所では、泥水や砂の噴出、埋設物の浮き上がりや建造物の傾斜、道路の陥没が起こる。 ○傾斜地では、山崩れ・崖崩れが発生する。 ○海岸部では、大津波が押し寄せる。 ○道路が地割れを起こしたり、プロパンガスが漏れ出す。 ○児童は、指導者が不在のため、どうしてよいか迷ったり、デマ等に惑わされて、危険な行動に走るおそれが予想される。	○できるだけ速やかに児童の安否の確認を行い、必要に応じて家庭と連絡をとる。 ※事前指導 ①事前に保護者と協力して、通学路を実地調査し、登下校時における危険箇所・避難方法の対策を立てて指導する。 ②各家庭の避難場所・避難経路・緊急時の連絡先をあらかじめ調べておく。 ③原則として、登下校中に地震が起こった場合、自宅か　学校か近い方に向かうように事前に指導する。 ④震災時における緊急連絡先を決めておく。	○揺れている時は、ランドセル・カバン等で頭を保護してしゃがむ。 ○事前に家族と避難する場所を決めておく。 ○揺れがおさまったら、状況に応じて、自宅か学校　か近い方に向かう。（判　断に迷ったら学校に向かう。） ○学校と連絡をとり、状況を報告する。 ○ブロック塀から離れる。 ○川岸・崖下から速やかに離れる。 ○橋の上は危険なため、速やかに離れる。 ○火事が起こっているところから離れる。

（４）在宅中の対応

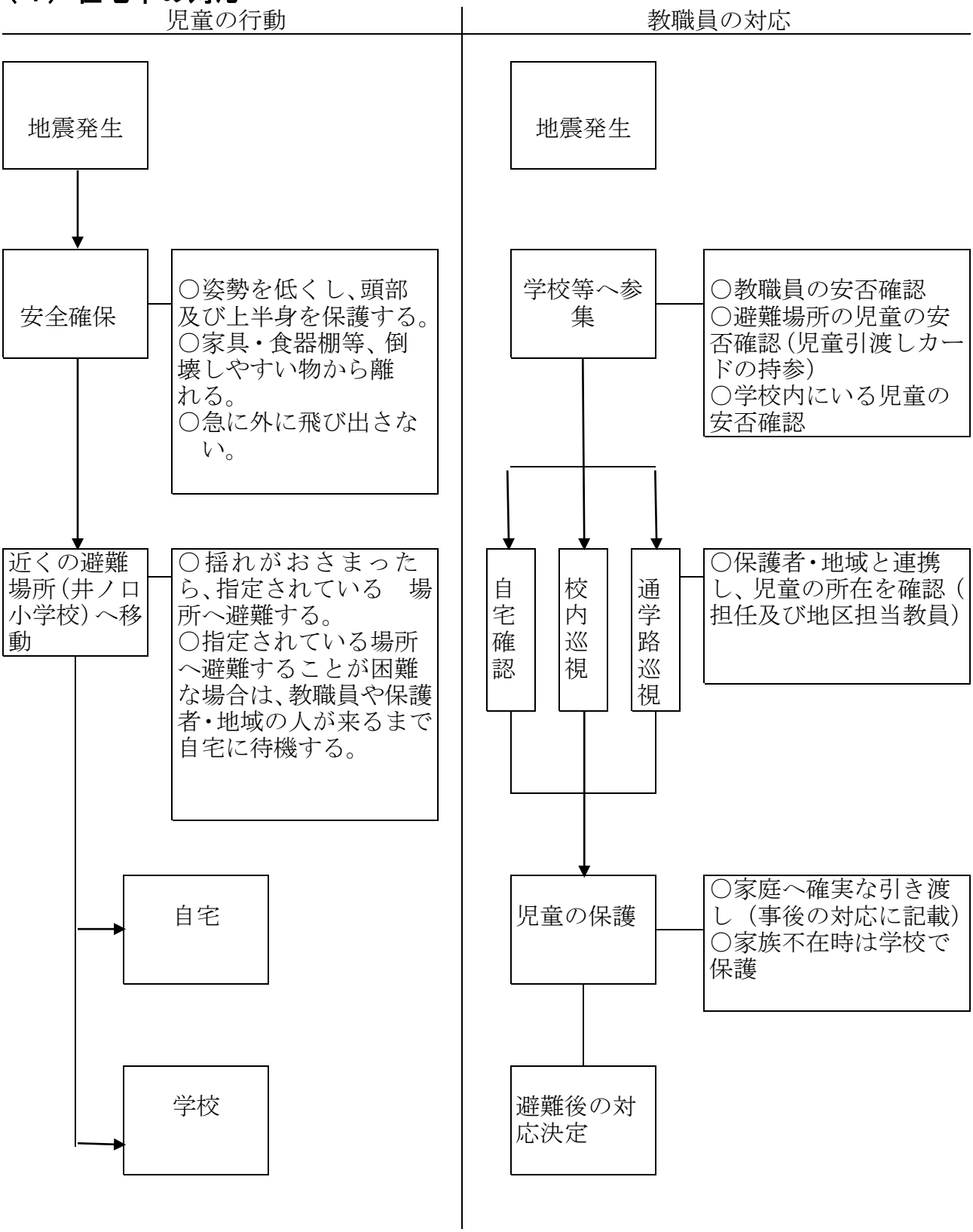

※　状況に応じた対応（児童の安全の確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるよう事前に協議をする。

● 在宅時における具体的行動

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
○強い揺れのため、立っていることも歩くこともできない。（約３分程度） ○建物・煙突・電柱等の倒壊が起こり、電線が垂れ下がる状態になる。 ○かわら・外壁・看板等が落下したり、破損ガラスが飛散する。 ○ブロック塀・石垣・自動販売機等が倒壊する。 ○液状化した場所では、泥水や砂の噴出、埋設物の　浮き上がりや建造物の傾斜、道路の陥没が起こる。 ○傾斜地では、山崩れ・崖崩れが発生する。 ○海岸部では、大津波が押し寄せる。 ○道路が地割れを起こしたりプロパンガスが漏れ出す。 ○児童は、指導者が不在のため、どうしてよいか迷ったり、デマ等に惑わされて、危険な行動に走るおそれが予想される。	○学校に参集する。 ○校内の被害状況を確認する。 ○できるだけ速やかに児童の安否の確認を行い、必要に応じて家庭と連絡をとる。 ※事前指導　① 事前に保護者と協力して、通学路を実地調査し、登下校時における危険箇所・避難方法の対策を立てて指導する。 ②各家庭の避難場所・避難経路・緊急時の連絡先をあらかじめ調べておく。 ③原則として、在宅時に地震が起こった場合、各家庭で　決めた避難場所に向かうよ　うに事前に指導する。 ④震災時における緊急連絡先を決めておく。	○姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する。 ○家具・食器棚等、倒壊しやすい物から離れる。 ○急に外に飛び出さない。 ○落下物から身を守る。 ○狭い場所や道路では、落下・倒壊物に注意し、素早く広い場所に出る。 ○倒壊現場・火災現場から離れる。 ○河川では、津波の恐れがあるため、できるだけ早く高台へ避難する。 ○その他の場所においても、その時点からできるだけ速やかに遠ざかる。 ○避難経路・避難場所・宿舎の周囲の状況を明確に理解しておく。 ○室内で身の安全を守るための方法を工夫する。 机の下にもぐる。 ベッドの下にもぐる。 布団で頭部を守る。 ○屋外に出たら勝手に室内に戻らない。 ○学校と連絡をとり、状況を報告する。

５　情報連絡体制

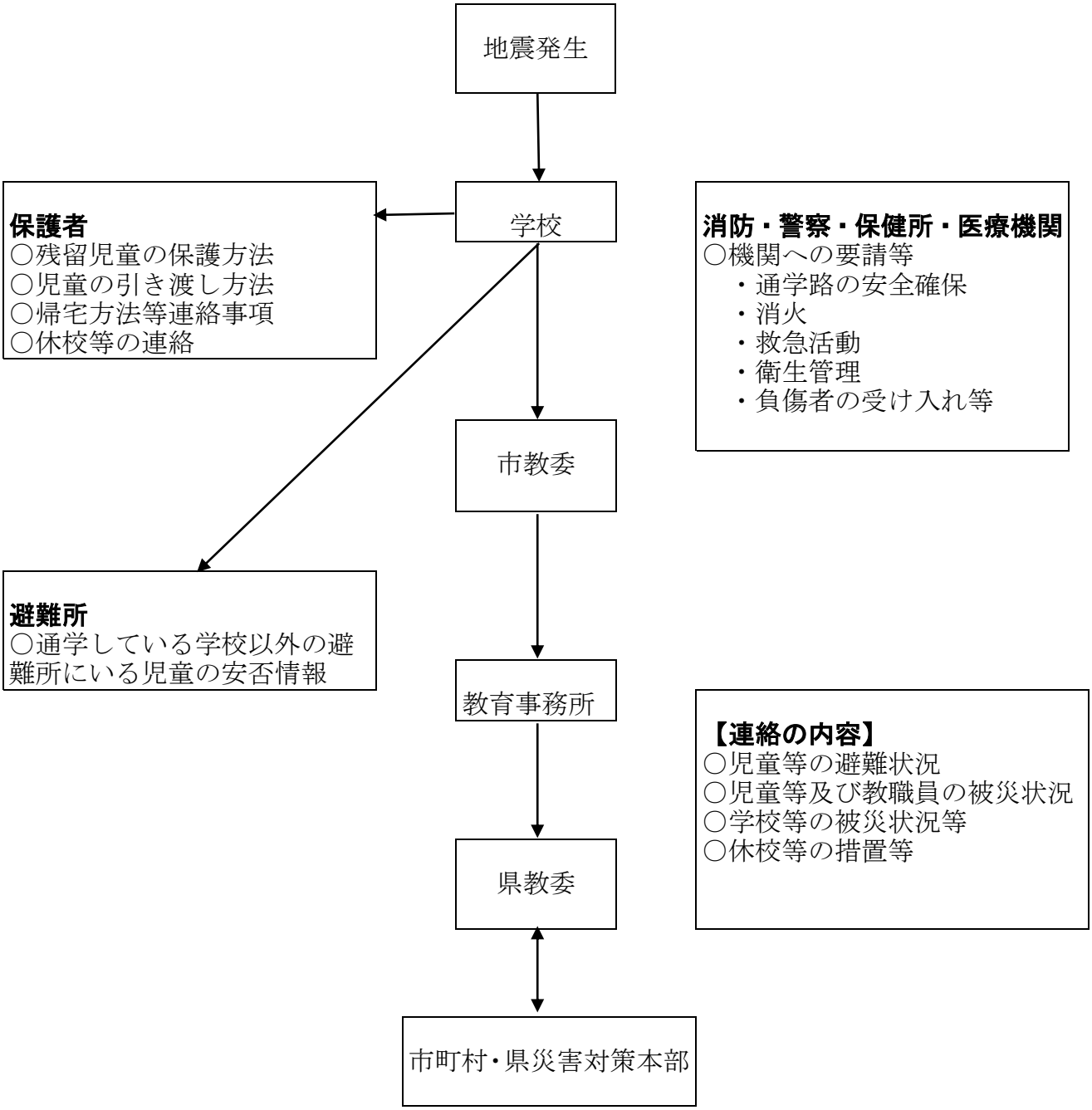

※　児童等の安否確認・負傷者の有無・施設や設備の被災状況等を把握し、保護者や関係機関にメール配信システムや電話で連絡（電話等がつながり難い状況を想定し、防災無線等複数の連絡方法を考えておく必要がある。）
※　災害用伝言ダイヤル「１７１」（イナイ）も活用して対応する。

●防災関係機関連絡先一覧

高知県教育委員会

	電　　話	Ｆ　Ａ　Ｘ	備　　考
教育政策課	088-821-4902	088-821-4558	
学校安全対策課	088-821-4534	088-821-4546	
小中学校課	088-821-4735	088-821-4926	
スポーツ健康教育課	088-821-4751	088-821-4849	
東部教育事務所	0887-34-3591	0887-34-3592	

市町村

	電　　話	Ｆ　Ａ　Ｘ	備考（防災無線等）
教育委員会	0887-35-1021	0887-35-1051	
学校教育課	0887-35-1021	〃	
生涯学習課	0887-35-1020	〃	
少年育成センター	0887-35-1020	〃	
教育研究所	0887-32-0232	0887-35-1051	
首長部局	(代)0887-34-1111	0887-35-4445	
総務課	0887-35-1000		
市民課地域包括支援センターひまわり	0887-32-0555		
市民課健康ふれあい係	0887-32-0300	0887-32-0301	
福祉事務所	0887-35-1009		
危機管理課	0887-35-9101		
環境課	0887-35-1023		
上下水道課上水道係	0887-35-6875		
上下水道課下水道係	0887-35-1018		

関係機関

	電　　話	Ｆ　Ａ　Ｘ	備考（防災無線等）
安芸市消防本部	0887-34-1244	0887-35-9104	
井ノ口分団屯所	0887-35-4100		
安芸警察署	0887-34-0110		
井ノ口駐在所	0887-34-2110		
安芸市家庭児童相談室	0887-35-2920		
安芸市健康ふれあいセンター元気館	0887-32-0300	0887-32-0301	
安芸市総合社会福祉センター	0887-35-2915	0887-35-8549	
安芸福祉保健所	0887-34-3175	0887-34-3170	
あき総合病院	0887-34-3111		
尾木病院	0887-34-3155	0887-34-3156	
森澤病院歯科	0887-34-1744		
エール薬局	0887-35-7770		
四国電力安芸営業所	088-874-2164	050-3730-4916	

風水害・土砂災害発生時の対応

事前指導	知る・備える		行動する
	【大雨をもたらす気象現象】 ・発達した積乱雲により、「局地的大雨」となる場合がある。 ・「台風」は、激しい暴風雨をもたらす。（長時間続く場合がある。） **【大雨や台風による災害】** ・河川の急な増水、河川の氾濫による洪水、道路や家屋の浸水 ・台風による高波、高潮、暴風 **【過去に発生した主な災害】** ・過去に起きた台風や豪雨などの災害を知りイメージを持つ。 **【日頃からの備え】** ・非常用品の準備(懐中電灯と電池、ラジオ、食料、水等) ・避難場所を家族全員で確認しておく。	→	**【災害の前兆を知る】** ・河川の増水に注意し、すぐに水辺から離れる。（川の状態の異変に注意する。伊尾木川では、ダムの放流警報に注意する。） ・平地が晴れていても異変を感じたら川から離れ安全な場所に避難する。（川の上流に黒い雲がある。木葉・小枝が流れてきた。川の水かさが増えてきた。川の水が濁ってきた。） **【情報の収集と適切な避難】** ・注意報・警報・特別警報の意味を正しく理解し、適切に避難する。 ・避難勧告や避難指示があった場合は、慌てず速やかに避難する。（忘れ物をしても戻らない。）外に出ることが危険な場合は、家の2階など少しでも安全な場所へ避難する。 ・台風が遠くても、高波や高潮に備え、海での活動は、控える。また、近づかない。

風水害・土砂災害発生危険が高い場合・最新気象情報を定期的に確認

↓

管理職・教務主任の緊急協議

↓

校長(教頭)の指示事項及び対応の情報共有

在宅時		在校時	
警報	対応	警報	対応
高知県東部に「大雨暴風警報」、「暴風警報」、「特別警報」「大津波警報」、「津波警報」のいずれかが発令された場合	(1)　午前6時の時点で、「大雨暴風警報」、「暴風警報」、「特別警報」が発表されている場合、臨時休校。 (2)　午前6時から午前9時までに「大雨暴風警報」、「暴風警報」、「特別警報」が解除された場合、1日休業、午前中休業・午後から授業。 ≪配付文書・一斉メール、電話連絡以外の告知方法≫ 臨時休校の場合、安芸市ホームページ・安芸市防災無線で放送・民放3社にテロップ依頼	通常登校しているところ「大雨暴風警報」、「暴風警報」、「特別警報」が発令される見込みが高い場合	(1)安芸市教育委員会と協議の上速やかに下校する。 (2)児童の下校に危険が想定される場合、必ず学校待機し保護者に迎えを依頼する。状況により、安全な階に避難する。 (3)但し、市防災課から避難指示等があった際は、指定された避難所に避難する。避難所は、事前に周知する。 ≪一斉メール、電話等で知らせる≫

○臨時休校や登校・下校時間の変更の可能性がある場合は、前日までに学校からの文書を配布する。
○一斉メール配信でも周知。登録されていない家庭には電話連絡する。
○登下校の安全確保、保護者の迎えや関係機関への連絡体制については、地震時対応の引き渡しマニュアルに準ずる。
○災害発生時は、児童の安否確認をする。さらに家族・住居の被災状況等を早急に確認し必要に応じケア対策を講じる。

井ノ口小学校　土砂災害に関する避難確保計画

作　成：　２０１８　年　３　月　３０　日
（　改　訂：　２０１９　年　９　月　３０　日　）
（　改　訂：　２０２０　年　９　月　３０　日　）

１［目的］

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、井ノ口小学校近隣で土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、井ノ口小学校に勤務する職員（以下「教職員」という）および本校の利用者または出入りするすべての者（以下「利用者等」という）に適用する。

２［防災体制に関する事項］

⑴［各班の任務と組織］

１）各班の任務

① 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

② 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

③避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

２）組織図

≪昼間≫

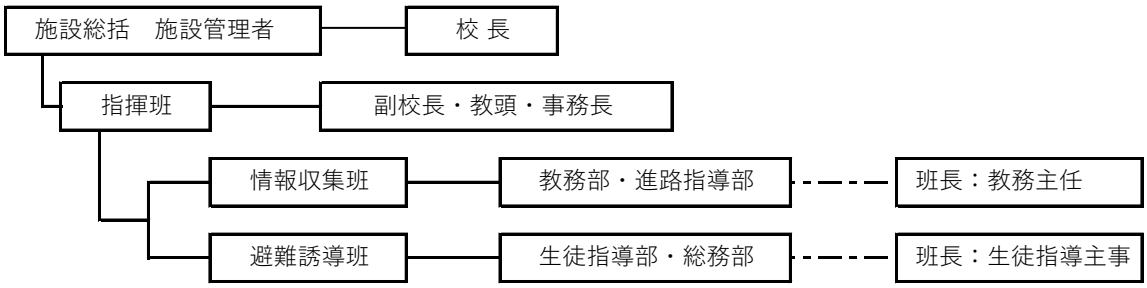

図－１　　職員の役割分担

3）参集基準

表１　参集基準

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集	・教職員全員
応援当番職員参集	・大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	・管理職
全教職員参集	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	・教職員全員

4）連絡網

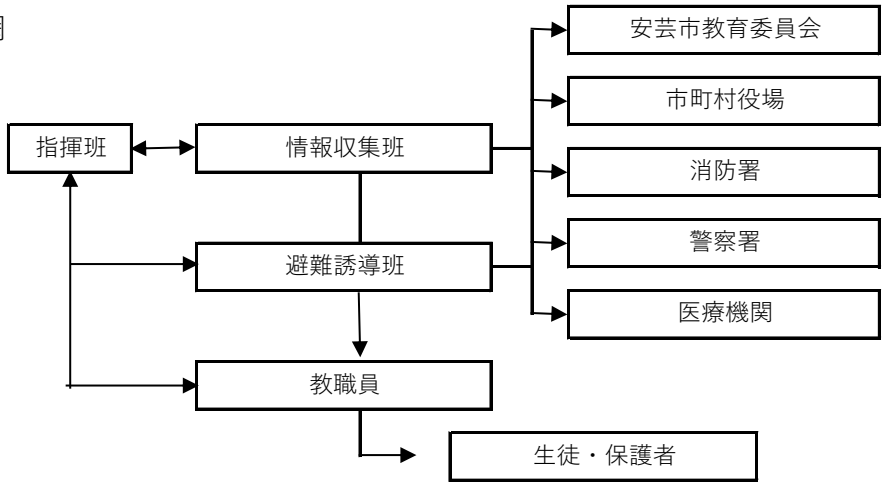

図－２　　緊急時連絡網

5）関係機関緊急連絡先

表２　関係機関緊急時連絡先

機関名			電話番号	FAX番号	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	備考
防災行政機関		安芸市教育委員会・学校教育課	0887-35-1021	0887-35-1051		
		安芸市役所・危機管理課	0887-37-9101	0887-35-4445		
		安芸市消防本部	0887-34-1244	0887-37-9104		
		安芸警察署	0887-34-0110	0887-37-0110		
協力機関		県立あき総合病院	0887-34-3111	0887-34-2687		
		森澤病院	0887-34-1155	0887-34-1157		
		高知地方気象台	088-822-8883			
		土佐国道事務所	088-884-0359	088-885-1603		
		安芸福祉保健所	0887-34-3175	0887-34-3170		
ライフライン	電気	四国電気保安協会安芸事務所	0887-34-3705	0887-34-3220		
	ガス	(株)ヒワサキ安芸営業所	0887-35-1117	0887-35-1118		
	水道	安芸市上下水道課	0887-35-6875	0887-34-4014		
	通信	ＮＴＴ西日本	0120-444-113			

（2）[事前対策]

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、授業、部活動、行事等の中止などを検討するとともに、教職員の役割分担を再確認する。

（3）[情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難指示等の情報について、次表に示す方法により情報を収集し、指揮班、避難誘導班、教職員および生徒へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所・消防署等へ通報する。

表３　主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	教職員共有方法
気象情報	市役所等 テレビ・インターネット	メール等
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ・インターネット	校内放送、メール等
避難勧告等 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難開始 ・避難指示等	市役所等 テレビ・インターネット	校内放送

表４　情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達	連絡先
前兆現象	情報収集班	電話、FAX	安芸市役所危機管理課、消防等
被害情報	情報収集班	電話、FAX	安芸市教育委員会、安芸市役所危機管理課、消防等
避難準備等について	避難誘導班	校内放送 口頭	教職員
		電話、FAX	安芸市教育委員会、安芸市役所危機管理課、消防等
避難開始等について	避難誘導班	校内放送 口頭	教職員
		電話、FAX	安芸市教育委員会、安芸市役所危機管理課、消防等

3［避難誘導に関する事項］

1）避難誘導等

指定緊急避難場所「運動場　登り棒北側」へ避難誘導する。さらに危険な場合、井ノ口保育所。
但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、校舎最上階東（音楽室）へ。

2）避難基準

① 次の避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

・避難開始基準：避難準備・高齢者等避難開始の発令

② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、校内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

・がけの表面に水が流れ出す。
・がけから水が噴き出す。
・小石がパラパラと落ちる。
・がけから水が濁りだす。
・がけの樹木が傾く。
・樹木の根の切れる音がする。
・樹木の倒れる音がする。
・がけに割れ目が見える。
・斜面がふくらみだす。
・地鳴りがする。

3）避難方法

① 指定緊急避難場所「運動場　登り棒北側」への避難の場合

・指定緊急避難場所までの移動は、徒歩によるものとする。
・校内からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

② 校内避難の場合

・校内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

4）避難経路

① 指定緊急避難場所への避難の場合

・避難場所「運動場　登り棒北側」までの移動は、各児童玄関経由とする。
（避難経路図は、青線のとおり）

② 校内避難の場合

・校内の避難経路は校内の階段とする。

5）学校周辺や避難経路の点検

① 学校周辺の点検

・避難場所「運動場　登り棒北側」に移動する際、校内敷地の樹木や支障物がないか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

・校内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

② 避難経路の点検

・避難場所「運動場　登り棒北側」までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、教職員に情報を共有する。

6）避難の実施

・避難にあたっては、避難開始を校内放送等で「これより（運動場　登り棒北側へ）、（徒歩で）避難を開始します」と、教職員及び生徒に周知する。

4［避難の確保を図るための施設の整備に関する事項］

1）停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。

2）情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表5に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表5　避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池
避難誘導	名簿（教職員、生徒、保護者等）、ヘルメット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、トランシーバー、電池式照明器具、電池、蛍光塗料、車いす、担架、常備薬、校内避難のための水、食料、寝具等

5［防災教育及び訓練の実施に関する事項］

1）防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、教職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するように努める。

研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

① 土砂災害の前兆現象について

② 情報収集及び伝達体制

③ 避難判断・誘導

④ 本避難確保計画の周知

２）訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全教職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

① 訓練内容

② 情報収集及び伝達

③ 避難判断

④ 避難訓練

３）訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね１回行う。

① 新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全教職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。

② 全教職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。

【避難経路図(青線)】

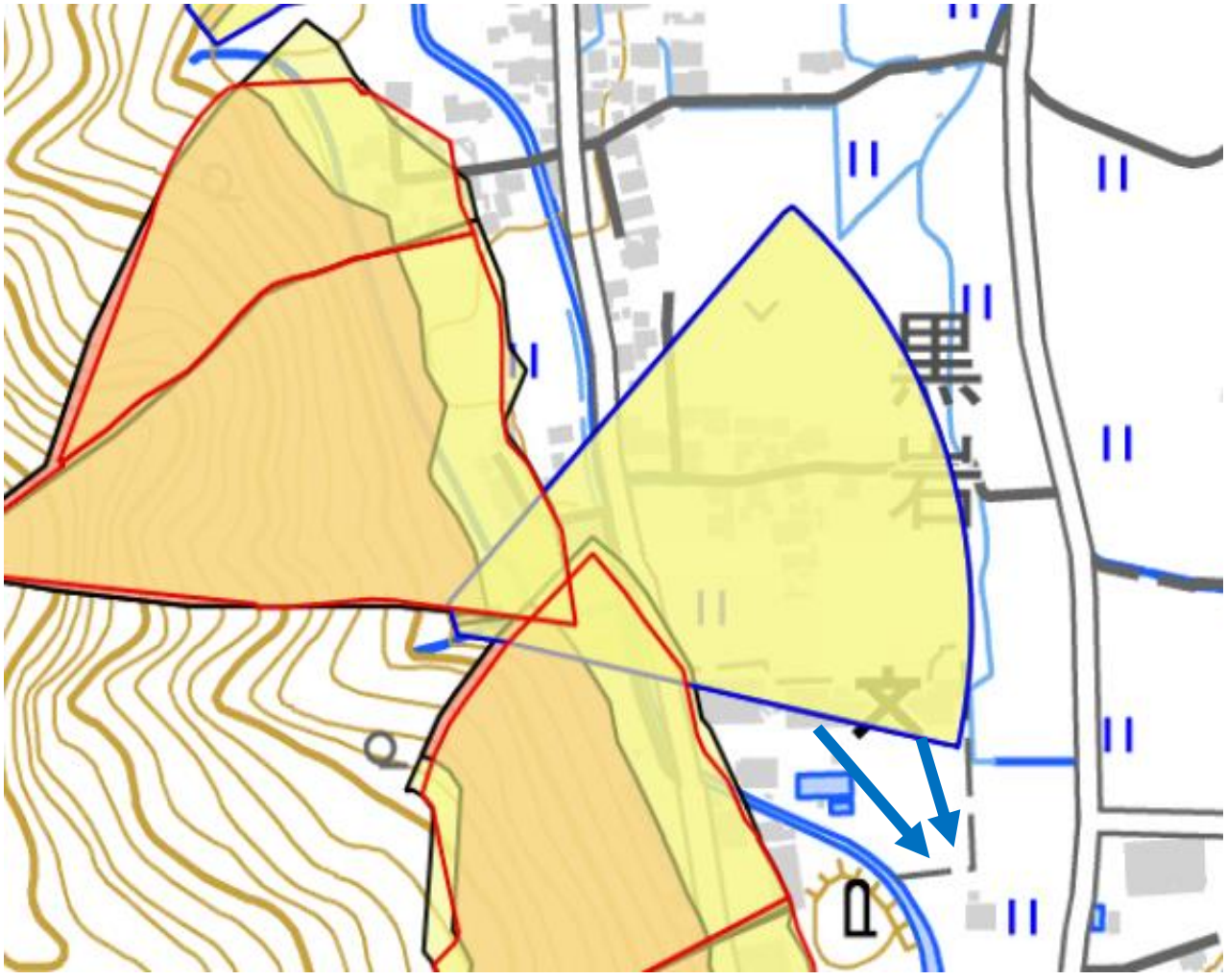

竜 巻 ・ 雷 発 生 時 の 対 応

竜巻の最新気象情報と定期的な周囲の空の状況を確認

↓

竜巻・落雷注意情報の発表

↓

緊急放送	「屋外で活動している児童のみなさんと先生方に連絡します。竜巻突風(落雷)の危険性が高まっています。直ちに教室に避難してください。(2回放送する。)

↓

発達した積乱雲の近づく兆しを察知⇒竜巻・落雷発生

↓

学級担任・授業担当者	**授業担当者以外(事務職員・養護教諭)**
大声で指示をしながら、 **窓に鍵**をかけ**カーテン**を閉める	放送で安全確保行動を指示・安全確保
・机を壁側に移動し、シェルターを設営 ・ヘルメットをかぶり机の下に潜り頭部を保護 ・竜巻が過ぎ去るまで待機 ・声かけにより不安を軽減	「緊急連絡。学校周辺で竜巻が発生しました。窓に鍵をかけカーテンを閉め窓から離れましょう。先生の指示に従ってください。」

↓

竜 巻 通 過

↓

・人員点呼 ・安全確認 ・応急手当 ・報告	教室内が危険な場合、運動場等へ避難	報告	【本部設置(校長)】 ・児童及び教職員の状況確認 ・負傷者がいれば救急車要請 (養護教諭・事 ・現状把握・係別行動(校長・教頭情報収集)	報 → 教育委員会

↓

係 別 行 動

↓

担任:児童の下校対応 (保護者への引き渡し)	教頭:施設設備の確認 (本部に連絡)	養護教諭複数の教諭: 不明者等救出・救護 (本部に連絡)

↓

24時間以内	事後対応(保護者対応・教育委員会報告・再開準備等)

【 事前指導しておく事柄(登下校時発生した時) 】

落　　雷	竜 巻 等 突 風
・雷鳴が聞こえたら、すぐに安全な場所(建物の中や自動車の中など)に避難する。 ・木の下、木のそばには避難しない。 ・自転車に乗っていたら、すぐに下りて安全な場所に避難する。(自転車は放置) ・避難場所のない時は低い姿勢(両足を揃えてしゃがむ)をとる ・無理をして帰宅せずに状況がおさまるまで待つ。	・空の様子に注意し、頑丈な建物にすぐ避難する。 ・頑丈な建物がない場合は近くの側溝やくぼみにうつぶせになり両腕で頭と首を守る。 ・屋根瓦や電柱、樹木など風によって飛んでくるものに注意する。 ・風で吹き飛ばされる可能性があるので、自動車や車庫、物置、プレハブには避難しない。 ・橋や道路の高架下には避難しない。

犯罪被害防止

R5.10月

日常管理

（１）校門及び校舎入り口の管理

【校門管理】

登校時間　7:30～8:15　　下校時間　⇒曜日・学年によって異なる

※門扉は無いが、「監視カメラ」は体育館放送室側に設置されている。
常にモニターで見ることはできないが、必要に応じて警察に連絡をしたら、
警察と共に、録画を見ることができる。
（体育館放送室内に設置されている監視カメラBoxの鍵は、職員室にある）

【校門から校舎入り口の管理】

休み時間・・・職員室から死角となるので、児童の遊び場にはしない
駐車場・・・・来校者用の駐車場明示
保護者の自家用車による来校は、原則禁止とする
立ち入り禁止場所へのコーン設置

【校舎入り口の管理】

来校者用への案内表示（職員室へ）

（２）来校者管理

・来校者向けに、校舎入り口に「来校者の方は、職員室に声をおかけください」
・来校者の予定がある場合は、職員室掲示板に記入しておく
・また、職員朝礼等で確認をしておく
・来校者とすれ違う場合などは、挨拶など積極的な声がけをする

（３）校内の巡視

始業前、授業中等に管理職が適宜、巡回を行う

（４）校外の巡視・巡回

〇登校時の巡視
・毎月、第３木曜日には、校長・地域の方が見守りをする
・毎月、２０日の日は、教頭・保護者・地域が見守りをする

〇校内外のパトロール
・少年育成センターが毎日、校区内のパトロールをしている
・スクールガードリーダーが、定期的に校区内の見回りをしている

不審者侵入時の対応

R5.10 修正
R6.5 月８月修正

関係者以外の立ち入り

⇩

早期発見（声かけ）

⇩

正当な理由なし

⇩

不審者を疑い、退去を求める

〔退去に応じない〕

⇩

・不審者と認定
・不審者の移動制限
※校長室に誘導できるように
・他の教職員への周知

⇩

・全体への周知（校内暗号放送）・給食室へは内線または直接伝える。
➡放送を聞いたら各自グループ LINE 音声通話を開始し状況を共有する。
・１１０番通報（不審者の情報・服装等伝達）

⇩

【避難】
・不審者の動きに対応しながら児童を避難誘導
・人数確認
・負傷者の確認
（応急手当と１１９番）

【対応】
・警察到着までの時間稼ぎ
・説得の継続
・正当防衛による制圧
・複数人による対応
・護身用具の準備・使用判断

⇩

〔不審者　取り押さえ〕

・情報整理と捜査機関への提供　　・保護者への説明
・再発防止対策と関係機関（教育委員会）への報告
・児童及び教職員の心のケア

〔退去に応じる〕

⇩

退去を確認する

⇩

【案内】
・到着警察官の案内
（状況の説明　等）

正当な理由あり

⇩

校長室・職員室に案内する

【放送、通報】

【放送】暗号の放送をいれる。

【通報】１１０番
警察に通報する。
不審者の情報・服装等を伝達する。　※電話を切らない。

【避難・集合】
・担任が誘導して、不審者の動きに対応しながら、児童を安全な場所に逃がす。

避難経路
○１階の避難（１年、２年、なかよし、保健室について）
＊不審者の動きにより対応。
・教室の後ろに集合し、南側入り口から運動場へ。
・教室付近の運動場が危険な場合は、廊下を通って、西玄関から校舎外へ。

○２階の避難（３年、４年、５年、６年、なかよしについて）
＊不審者の動きにより対応。
・教室の前か後ろに集合し、廊下・階段を通って運動場へ。

・校舎から離れた運動場登り棒付近に整列する。
・児童点呼・負傷者確認。（応急手当・１１９番通報）
↓
・男性教員を中心に、応援に向かう。
・状況により二次避難を判断する。

【負傷者確認】

いる

応急手当の対応
・救急車が到着するまでの応急手当
（負傷者の状況に応じて、止血・心肺蘇生等）
・１１９番通報
・負傷の程度を的確に救急隊員に伝える
・救急車には、教職員が必ず同乗する

いない

事後の対応や措置
・対策本部の設置
・情報収集
・保護者等への説明
・報告書の作成
・心のケア
・学校再開の準備
・災害共済給付等の請求

登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

【緊急対応の要否の判断と被害者等の安全確保】

１　警察の通報の有無を確認し、未通報の場合に通報する。
　　負傷者がいる場合は１１９番通報する。

２　地域住民や民生児童委員等の支援を得て、児童の安全確保を図る。

３　現場（病院等を含む）に急行し、情報収集と整理を行う。
　　児童の現状・・・安否確認、負傷者の情報（病院に搬送されている場合は病院に直行）
　　不審者の状況・・・不審者が近辺にいると考えられる場合は警察が到着するまで児童の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。

４　教育委員会への第一報と支援要請を行う。

５　被害に遭った児童の保護者に連絡する。

【不審者が確保されていない場合の登下校の安全確保】

〇安全が確認されるまで、児童の保護と登下校時の安全確保の取組を行う。
・登校前の場合は必要に応じて自宅待機
・下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機
・登下校中の場合は、警察等に早急に児童生徒等の安全確保への協力を要請するとともに、保護者・地域住民・民生児童委員等に協力を依頼

〇児童だけで登下校が難しい場合は、保護者への引き渡しや保護者等の引率による集団登下校等を行う。

〇警察によるパトロールを要請するとともに、保護者・地域住民・民生児童委員・少年育成センター等に緊急防犯パトロールを依頼します。必要な場合には、通学路を中心に情報収集と安全点検のため、地域住民・保護者・地域のボランティアと協力して、緊急パトロール等を実施する。

【事後の対応】

登下校時における緊急事態が発生した場合には、事態が収束した後、児童生徒等の心のケアを行うとともに、情報を整理し調査、報告を行い、再発防止につなげる。

インターネット上の犯罪被害への対応について

（１） 事件発生時の対応

① 事実の確認

・書き込み内容と発見の経緯を確認する。

・児童の人権やプライバシーに十分配慮して行う。

② 連絡及び情報の集約

・管理職に連絡する。

・必要に応じ関係機関に連絡する。

③ 対応方法の協議

・被害児童や保護者の意向を踏まえたうえで対応策を協議する。

④ 具体的な対応

・被害児童に対しては共感的な理解を基本とし、必要があれば養護教諭、SC 等と連携する。

・加害児童に対しては相手の苦痛に共感させる。

・人を傷つける書き込みは、人権侵害であり犯罪になる可能性があることを理解させる。

・自らの投稿で他人に損害を与えれば、損害を賠償する責任を負うこともあることを理解させる。

・児童全体への指導（必要と判断した場合）。

・書き込みの削除依頼を行う。

⑤ 事後の経過観察

・削除できた場合でも、すでに不特定多数の人が見ていたり、保存されていたりするので、情報収集を継続する。

（２） 未然防止に向けた取組

① 情報モラル教育の充実

ア　専門家や地域人材の活用

イ　教員研修の充実

ウ　相談しやすい環境づくり

オ　家庭への指導監督への働きかけ

・携帯電話等のフィルタリングサービスの必要性について指導する。

参考資料：「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」　文部科学省

「インターネット上のトラブルにかかる対応マニュアル」

児童生徒をまもり育てる連絡会（愛媛県 PTA 連絡会・愛媛県高等学校 PTA 連合会

愛媛県警察本部・愛媛県教育委員会）

弾道ミサイル発射に係る対応について

Ｊアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」

１　学校にいる場合

①　校舎内の対応

〇窓からなるべく離れて床に伏せ頭部を守る。

②　校舎外の対応

〇校舎など頑丈な建物に避難する。

〇校舎などに避難することが難しい場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。

２　校外にいる場合

〇近くの頑丈な建物に避難する。

〇電柱や太い樹木も倒壊する危険があるので近寄らない。

３　自宅等にいる場合

〇安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保する。

〇登校時間の変更や臨時休校などの伝達については、緊急メールによる連絡及び担任等からの電話連絡とする。

交通事故への対応

【対応の流れ】

事実確認

警察署への通報

保護者への連絡

教育委員会への第一報

全教職員による対応

情報収集

被害者を訪問

情報の把握・整理

状況の説明

再発防止対策の実施

報告書の作成

災害救済給付等の請求

【具体的な対応】

（１）事故発生の連絡が入ったら、ただちに校長（教頭）へ報告し、複数の教職員で現場に急行する。
・周囲に児童がいた場合には、落ち着かせ安全な場所へ避難させる。

（２）警察へ通報し、状況を確認する。
・事故を目撃した児童へ警察からの事情聴取がある場合は、必ず教職員が立ち会う。

（３）被害者児童等の保護者に状況を連絡する。

（４）校長（教頭）は教育委員会に第一報を入れる。

（５）校長（教頭）は、役割分担に基づき学校の対応を指示する。

（６）警察と連携しながら、事故に至った経緯、状況を可能な限り収集する。

（７）被害者を訪問する。（病院・家庭訪問）
・容体・状況の把握・説明（処置の状況、回復の見通し等）

（８）事故の全容等収集した情報を整理する。

（９）校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事養護教諭・ＰＴＡ役員等で今後の対応を話し合う。
・保護者への連絡（児童の引き渡しも含む）
・関係機関との連携

（10）ＰＴＡ役員と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。その場合、児童等のプライバシーの保護には十分配慮する。

（11）必要に応じて、報道機関等へも情報提供するなどの対応を行う。

（12）再発防止のための指導を行う。
・全校集会や学年集会等を実施し、事故の事実や学校 としての対応を伝えるとともに、交通安全に関する指導を徹底する。

（13）事故報告書を作成し、教育委員会へ報告する。
・事故を目撃した児童に対しては、関係機関・団体と連携しながら、個別指導による心のケアに努める。

(14)日本スポーツ振興センター法の規定による災害共済給付のための書類を作成し、必要な証明書等を添付して請求する。

Ⅲ　事後の危機管理
～復旧・復興する～

事後の対応

1　児童の保護者への引渡し

児童の帰宅方法については、学校周辺の被害状況、交通機関の運行状況、道路状況、地震情報など、児童の安全確保のために必要な情報を収集し、最善の方法を検討する。

	【教職員の対応】	【留意点】
被害状況把握 校区の状況把握	○施設の被害状況調査 ○安全確認、危険箇所の立入禁止措置 ○通学路とその周辺の被害状況把握 ○校区内の家屋の損壊、交通機関等の状況把握	○家庭で引取者の優先順位を決めてもらい、学校も把握しておく
↓		
下校等の判断 ○帰宅か保護か ○集団下校か引渡しか		
↓		
引渡す		
↓		
保護者への連絡	○「すぐーる」・電話で時間、場所を知らせる ○保護者不在の児童への配慮 ○伝言ダイヤル「１７１」（イナイ）の利用	○カードに記入のうえ、徒歩（自転車）で来てもらうように伝える
↓		
引渡しの実施	○保護者持参の引渡しカードにより確認し、引渡す	○カードに保護者、教職員双方の署名をする ○保護者への連絡がとれない場合、児童を引き続き保護する。その場合、児童の心のケアを心がける

※保護者に連絡が取れない場合は、学校ないし２次避難場所に迎えに来るように事前に訓練を通じ徹底しておく。

＊引渡し判断基準

震度５以上の地震が発生し、電話での連絡ができない状況になった場合、児童は学校に保護しているので、保護者に道路等の安全を確認したのち迎えをお願いする。

＊引渡し方法

（１）児童は運動場（状況に応じて教室、体育館）に学年ごとに集合し引き渡し隊形（低学年から兄弟姉妹ごと集まる）になっておく。保護者は指定の場所で待機する。引き渡し隊形は避難訓練時に練習　　する。

（２）ハンドマイク等の指示で引渡し開始

○学級担任に名前を告げて、引渡しカードまたは引渡し一覧表で確認を受ける。

○負傷した児童については、養護教諭（本部）に直接確認して引き取り、学級担任に報告して下校する。

○児童が不明の場合は、本部にて指示を受ける。

2　避難所としての学校の対応

別冊　井ノ口小学校　避難所運営マニュアルに従う

３　学校再開に向けた対応

地　震　発　生

↓

被害実態調査

○児童等及び家族の安否確認並びに住居の被害状況確認（別紙調査様式使用）
○教職員及び家族の安否確認並びに住居の被害状況確認
○学校施設等の被害状況確認
○ライフラインの被害状況確認
○通学路及びその近隣の被害状況確認

↓

教育委員会等との協議

○校舎等の被害に対する応急措置
○校舎等の危険度判定調査
○ライフラインの復旧及び仮設トイレの確保
○児童等の心理面への影響確認
○教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設）
○通学路の安全確保
○避難した児童等の就学手続きに関する臨時的措置
○教科書・学用品等、救援物資の受け入れ・確保
○避難所における運営の支援

↓

家庭訪問・仮登校

○児童等の心理面の状況把握
○登校児童等の確認と学級編制
○避難した児童の把握
○児童等の具体的な被害状況確認（教科書・学用品等）
○保護者への連絡方法の確認
○通学路における安全指導
○避難した児童等の移動先訪問、状況把握（在籍校への復帰時期等）

↓

授業再開に向けた教育委員会との協議

○校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設
○授業形態の工夫
○教職員の配置、不足教職員に対する授業等への対応
○教科書・学用品等の調達・確保
○学校給食の再開
○学費の援助等の支援
○授業再開に向けた日程の協議
○欠時数の補充と授業の工夫
○水道水等の保健衛生の措置
○教職員、児童等の心のケアの体制整備（SCの協力）

学校教育の再開・継続

↓

（1）　事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

①事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、安芸市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

＊震度５強以上の地震・津波・大規模な土砂崩れ

（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）

＊事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合

＊その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

＊すぐーる

＊本校ホームページへの掲載　　＊学校入口駐車スペースへの掲示

＊避難所への掲示　　＊ＰＴＡ役員、開かれた学校推進委員などへの伝言依頼

＊安芸市からの広報（安芸市教育委員会を通じて要請）

②臨時登校の実施

校長は、臨時休業が７日以上継続すると見込まれる場合、必要に応じて、安芸市教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

＊登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認

＊児童の心理面の状況把握・安定確保

＊児童の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

＊校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保

（校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討）

＊ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮

＊通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）

なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて、保護者への連絡を行う。

（２）　学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 ＊児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 ＊教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 ＊学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 ＊危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 ＊学校給食施設・備品の点検と必要な措置 ＊ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認 （使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） ＊危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施

	＊安芸市教育委員会に対し、以下を要請 ・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、 被害箇所の応急処置・復旧 ・ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段 の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。 ＊学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所

（３）応急教育に係る計画の作成

校長は、上記（２）の調査結果を基に、安芸市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に 配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

○授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、２部授業、複々式授業など）

○臨時時間割の作成

○教職員の再配置・確保

○学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）

○給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

③避難所運営との調整

【教育活動再開における考慮事項】 ＊学校施設の応急復旧状況 ＊危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況 ＊ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況 ＊通学路の安全確保状況 ＊利用できる教室数など、教育の場の確保状況 ＊登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数 ＊避難所としての本校の利用状況 など

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】
＊立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
＊動線設定（児童等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
＊生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

④教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、安芸教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】
＊学校施設の応急復旧状況
＊危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
＊ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
＊通学路の安全確保状況
＊利用できる教室数など、教育の場の確保状況
＊登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
＊避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、上記（１）②に示した多様な手段を用いて、保護者・児童への連絡を行う。

（３） 被災児童への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、児童の学習に支障が生じないよう、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努め

る。

○児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに安芸市教育委員会へ報告する。

（災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため）

○当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。

○教科書等がない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、安芸市教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

○避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状 （在籍校への復帰時期等）を把握する。

○転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について 十分」に配慮する。

教職員の心のケア

（1） 管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

○被災した教職員に、現実的な配慮を行う。

○学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。

○報道対応の窓口を一本化する。

○不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。

○事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。

○教職員の心の健康に関する研修会を実施する。

○状況により、心の健康に関するチェックを行う。

○休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子どもに関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

（２）　教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

○個人のできることには限界があることを認識し、一人で抱え込まない。

○ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。

○リラクセーションや気分転換を取り入れる。さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

児童の心のケア

（１）　心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。） について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

○学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、全職員で情報を共有して対応に当たる。

○保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の

健康観察様式」とともに、校長に提示し、全教職員で情報を共有して対応に当たる。

○その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任に連絡する。

（2）トラウマ反応への対応

トラウマを経験した児童に、下のような様々な 反応が現れた場合は下記の点に留意して対応する。

《トラウマ反応》

情緒：●恐怖・怒り・抑うつ ●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●フラッシュバック ●感情の麻ひ ●睡眠障害 等

行動：●落ち着きがない ●イライラ ●集中力の低下 ●衝動的（暴力・自傷） ●非行・薬物乱用 等

身体：●吐き気・おう吐 ●頭痛・腹痛などの身体の痛み ●かゆみなどの皮膚症状 等

認知：●安全感や信頼感の喪失 ●罪悪感 ●自尊感情の低下 ●様々な対人トラブル 等

学習：●成績低下 ●宿題忘れ

《児童対応への留意点》

■穏やかに子どものそばに寄り添う。

■「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだ よ」などと伝える。

→【不安に対して】子どもの話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子どもが理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子どもの気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合 もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクセーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→【叱らないこと】不安状態であるときに、子どもはふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったりする。それに対して叱られると、不安が増して しまう。このよう

な状態の時は、子どもが失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー」（平成 26 年 3 月）

（３）心のケア体制の構築

校長は、（1）に基づき必要と認める場合には、全教職員で、当該児童等に対する心のケア体制を確立する。必要に応じ、以下の参加も要請する。

＊スクールカウンセラー　＊スクールソーシャルワーカー　＊学校医

《協議・検討事項》

＊当該児童等の健康状態に関する情報の把握・共有

＊対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など）

＊ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等）

＊保護者等からの相談窓口設置の要否

＊教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等）

＊専門機関等の支援者の役割分担・支援内容

＊教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

（４）関係機関等との連携

校長は、当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機 関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図る。なお、連携に際しては、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得た上で、医療機関など地域の専門機関等を紹介する。

危機発生時の健康観察様式

事故・災害等発生時の健康観察様式

年　　組　　氏名　　（記入日：　　記入者：　　）

調査項目 当てはまる場合、日常欄・危機発生時欄に○印を記入		要配慮者	日常	危機発生後			
				月日	月日	月日	月日
児童の訴え	食欲がない						
	眠れない						
	眠気が強い、うとうとする	て					
	体の痛み（頭が痛い、おなかが痛いなど）						
	吐き気がする						
	下痢をしている						
	皮膚がかゆい						
	家に帰りたくない						
	学校に行きたくない						
	怖いことや心配事がある						
観察される状態	落ち着きがない	自					
	ぼんやりすることが多い	て他					
	イライラしている	自て他					
	元気がなく、意欲が低下している						
	ハイテンションである	自					
	余り話さなくなった						
	物音に過敏になる						
	人が違ったように見えることがある	知自て他					
	こだわりが強くなる	自					
	発作の回数が増える	て					
	パニックの回数が増える	自					
	体重減少あるいは急激な体重増加						
その他	薬の服用ができていない	知自て他					
	いつもの様子と違う（記述）						

①「日常」欄には、日頃の様子を思い出してあてはまる項目に○印を記入。「危機発生後」欄には、危機発生後に観察し、日付を記載した上で、あてはまる項目に○印を記入。
②要配慮者欄に以下の記号が入っている項目については、下記に該当する児童は特に注意深く観察する（障害に応じて出やすい症状や変化に注目した項目であるため）。
　知：知的障害　　自：自閉症　　て：てんかん　　他：その他の疾患・障害
③項目以外でも、いつもと違う様子があれば「その他」欄に記録する。
④「日常」欄と「危機発生時」欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要。
⑤結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応について検討する。

文部科学省「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー」（平成26年3月）を基に一部改変して作成

児童の身体状況調査票様式

事故・災害等発生後の身体状況等調査票

保護者またはご家族が記入し、＿＿月　日までに学級担任に提出＿＿してください。

記入日　令和　年　月　日

	学年	組	児童氏名
記入者（〇印）	父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他（続柄を具体的に：＿＿＿＿＿＿＿＿）		

児童の様子（a～f は、それぞれ 1～4 を選んで〇印）		1 ない	2 あまりない	3 少しある	4 とてもある	3、4に〇印を付けた場合、具体的な様子を記入
a	食欲がない。	1	2	3	4	
b	眠れない。怖い夢を見る。 夜中に何度も目が覚める。	1	2	3	4	
c	おねしょなどの退行現象がある。 (指しゃぶり・甘え・赤ちゃん言葉など)	1	2	3	4	
d	学校に行きたがらない。 外出したがらない。	1	2	3	4	
e	よく泣く。 小さな音にも敏感に反応する。	1	2	3	4	
f	頭痛や腹痛（おう吐・下痢）を ひんぱんに訴える。	1	2	3	4	
g	その他（災害前と比べて変わったようす、気になるようすなど）					

ご家庭の状況（家族・親戚や自宅の被害状況、災害による保護者の仕事への影響など、差し支えない範囲で）
その他気になること（地域の状況、他の児童のことなど）